

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和5年12月14日（木）  
午前10時01分～午後3時03分  
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	渡 辺 しんじ おにつかこずえ しらた 満	副委員長 委員 委員	岸 田 めぐみ 橋 本 由美子 石 山 ひろあき
--------------	-----------------	-----------------------------	------------------	--------------------------------

出席説明員	行政管理課長 (兼) DX推進担当課長	大 島 亮 弥		
	観光担当課長	加 藤 大 輔		
	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	松 本 一 宏
	街づくり担当課長	水 野 誠	住宅担当課長	長谷川 啓
	ニュータウン再生担当課長	内 田 直 人	道路交通課長	檜 島 幹 夫
	環境部長(兼) 特命事項担当部長	小 柳 一 成	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	資源循環推進課長(兼) 資源化センター長	星 野 正 春		
	下水道事業管理者	森 田 佳 宏	下水道課長	横 堀 達 之

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 第103号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2 第105号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 意見交換会について	決定
4 特定事件継続調査の申し出について	了承
追加 所管事務調査の申し出について	了承・継続調査

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況（報告）	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2 多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について	都市計画課
3 聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について	都市計画課
4 生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
5 特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課
6 多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について	都市計画課
7 モノレール沿線まちづくり構想（素案）について	都市計画課 道路交通課
8 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
9 多摩市耐震改修促進計画の改定案について	都市計画課
10 第3回多摩市道6-10号歩線（鶴牧東公園沿い遊歩道）意見交換会の実施結果について	道路交通課
11 舗装補修工事について（令和5～6年度）	道路交通課
12 第3次多摩市みどりと環境基本計画の素案について	環境政策課
13 多摩市まち美化キャンペーンの実施状況等について	環境政策課

14	TAMAサステイナブル・アワードについて	環境政策課
15	脱炭素先行地域採択結果と今後の取組方向性について	地球温暖化対策担当
16	多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗について	公園緑地課
17	多摩市立グリーンライブセンターの運営及び改修について	公園緑地課
18	パークマネジメント計画・公園施設長寿命化計画（素案）の概要について	公園緑地課
19	かわまち芝生広場設置に伴う一ノ宮公園の区域変更について	公園緑地課 行政管理課
20	多摩清掃工場 新焼却施設の稼働時期について	資源循環推進課
21	し尿・汚泥の収集・運搬・処分手数料の改定について	資源循環推進課
22	所管事務調査について	—

午前10時01分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

この際日程第1、第103号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、第105号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 まず第103号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第105号議案 多摩市下水道職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この2件についてご審査の上ご承認賜りたいと思っている。2件の改正の概要について、横堀下水道課長からご説明差し上げる。

横堀下水道課長 初めに、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の改正についてご説明をする。資料はサイドブックスの案件1となる。そちらをご覧ください。

多摩市下水道事業については、平成29年4月に地方公営企業法の全部を適用して以来、下水道事業管理者を設置して事業運営を行ってきた。この6年間の経営状況を鑑みて、管理者の設置・非設置を含めた組織体制について検討を行った結果、令和6年4月以降事業管理者を置かないこととした。

資料の下段の四角囲みのところをご覧くださいと、地方公営企業法の規定を載せているが、法では管理者を置かない場合には、管理者の権限は長が行うこととなっており、今後は下水道事業の管理者の権限は多摩市長が行うこととなる。また、管理者を設置しないことを踏まえ、引き続き事業執行の機動性と効率性を継続させる組織とするため、新たに下水道部長を設置し、部制とすることとする。

以上が本条例改正案の主なものとなるが、そのほかに地方自治法の改正に伴う引用条文の条項ずれを修正する。

なお、資料裏面に記載があるが、関連する条例14本についても附則により改正を行う。

施行予定日については、令和6年4月1日となる。

引き続き、多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正内容についてであるが、こちら資料はサイドボックスの案件2となる。

こちら大きく2点の改正点があり、1点目は、先ほどご説明した多摩市下水道事業の設置等に関する条例の改正に伴うもので、下水道事業管理者を設置せず部制とし、市長が下水道事業の管理者の権限を行うこととするものである。こちら施行予定日は令和6年4月1日を予定している。

2点目であるが、パートナーシップ宣誓制度対応に関するものである。これは扶養手当について、パートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にするものについて、配偶者と同様、扶養親族に含めるための改正となる。また、給与減額の規定のうち、介護時間の要介護者に、今ご説明したパートナーシップに関する一定要件を満たすものを含めるための改正となる。こちらの施行予定日は令和6年1月1日となる。

なお、このパートナーシップ宣誓制度対応に関するところは、市長部局においても同様に関係条例の改正案を今議会に上程しており、それと歩調を合わせるものとなる。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員

下水道については、今ご説明があったとおり6年間こういう形で地方公営企業法のもとでやってきたと思うが、今回大きいところは人事の体制が変わることだと思う。市民的にこの問題を考えると、6年間どのような経営をしてよかった点、また今後引き継いでいく点があるのかと、組織体制ということである意味大きな変化だと思うが、この中で特に市側として検討してきた内容があればお答えいただきたいと思う。

森田下水道事業管理者

これまで6年間の下水道事業管理者を置いての意味合いということである。平成29年に今お話があったとおり下水道事業に地方公営企業法の全部適用を受け、同時に法に基づいて下水道事業管理者を置いたと

ころである。初代の中村管理者が独立した組織経営となった下水道事業の財務・経理といったものに関する礎をつくっていただき、併せて風通しのよい職場風土、あるいはコンプライアンスの向上というところで組織改革も行いながら基礎をつくっていただいたと考えている。令和元年から私が中村管理者から事業管理者を引き継いで事業運営を行ってきたところである。私が本職についてから5年間となるが、その間、下水道事業の喫緊の課題である施設の老朽化対策、これについてはストックマネジメント計画、また今後発生が危惧される首都直下型地震に対応する地震対策については総合地震対策計画、そして地球温暖化による豪雨の頻発化・激甚化に対する対応して治水対策方針の策定、こういったものをそれぞれ策定あるいは着手し、一定の道筋はつけてきたかと考えているところである。

今後は、これらの課題解決に向けて事業展開を図っていくことになるが、その際はより市長部局との連携が重要になってくると考えている。現状でも密接な連携を取りながら進めているところだが、さらなる連携というところであり、市長が事業管理者の権限を行うことによってさらなる円滑な事業運営が期待できるかと考えているところである。

このような観点から、事業管理者の設置については、事業管理者の一定の役割を終了させ、今後は市長に先頭に立っていただいて課題解決に向けての事業経営を行っていただくほうがより効率的な事業運営が可能になるだろうと考えている。この件については市長にもご相談させていただき、事業管理者を不設置とするという判断に至ったところである。

橋本委員

この間、新しい議員にはあまりなじみがないかもしれないが、下水道の問題では、やはりコンプライアンスの問題で大変な状態からスタートしたと思う。しかも、ポンプの問題では大雨のときの安全性が大変問われたが、そういうものも乗り越えられたと思っている。私自身は今回の人事の改正を伴ったものに対して受け入れたいと思っているが、こういうものがたま広報などで市民の目に触れるときに、地方公営企業法の全適用という形で管理者を置いてということがスタート時にはあったわけであり、今、部長職がやること、そして市長が責任を持つことの意味、この6年間の間に改善された部分や基礎をつくられた部分についてはきちんとご説明をする、たま

広報なりでそういうものを設けないと、ただ人が変わるという問題ではないと思うので、ぜひその辺をしていただきたいと思うが、その辺に対するご回答をいただいて終わりたいと思う。

森田下水道事業管理者 今お話があったが、確かに一番最初平成29年度にコンプライアンスの問題があり、これについては全庁一丸となってその対策に取り組んできたところである。また、東寺方のポンプの故障事故については、いろいろご迷惑をおかけしたところである。現在施工した都市づくり公社で引き続き原因究明を行っているところであるが、正直言ってまだその経過についてははっきり原因がわからないところである。様々な改良を進めながら、現状雨が何回か降っているが稼働は確認できているところである。

ただ、前回事故があったときのように長時間の稼働についてはまだ確認できていないので、それに向けては引き続き公社とも連携を取りながら原因究明を図っていきたいと考えているところである。

次の、部長と市長の役割というところである。市長はあくまでも下水道事業管理者の権限を行うもので、今の私と同じような権限を有している。市長とは別人格になるが、管理者の権限を有する職となっている。ただ、市長に全部それをお任せするのはなかなか難しいところもあるので、部長職を置いて一定の役割を担っていただくことを考えているところである。

最後に、どのように市民の皆さんにこれを公表していくかについてであるが、その点についてはまだ思いが至らなかったところがあり、どのようにできるかについては具体的に今持ち合わせもないが、今後市長部局とも相談し、どのようなお知らせをしていけるのか検討していきたいと考えている。

橋本委員

この間、私も監査などで企業会計にのっとった数字を見せていただくと、とても今は安定していて、その間コロナ対策という形で一定の負担を少なくするという対策をお取りになったりした。今も始まっているが、今後も新たな下水道の敷設という時期が待っているの、そういうことについてもきちんと次の部長職の方に、そして組織全体がまた引き継がれていって、先ほど風通しのよいということを言われたが、そういう職場であってほしいということだけ申し述べておく。

しらた委員 下水道で一番気になったところは東寺方のポンプをまだ調査しているということで、引き続きそれはしっかりやっていただきたいと思う。今度管理者が変わるということであるが、会計責任者というか事務的にも何か変化があるのか。

横堀下水道課長 全部適用というところは変わらないので、部制にはなるが基本的な事務のところ、これから決裁の規定なども調整していくが、最終的な決裁が今まで事業管理者であったものが権限を有する市長になるということで、大きなところは変わらないと考えている。

しらた委員 今までのそういう組織という形は変わらないで、会計責任者もしっかり置いて今までどおりであり、ただ管理者が変わるというだけで何も変化がないということによろしいか。

横堀下水道課長 部長が置かれるというところは変わる。今発言があったが、特に会計管理者がいるわけではないので、あくまで下水道事業の中で会計も管理していくところである。責任者は市長が担うことになるかと思う。

しらた委員 その辺は変化なしで、管理者が市長になったということだけであると承知した。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第103号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第103号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより105号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第105号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、意見交換会についてを議題とする。

本件について、今年度の議会報告会または意見交換会については、常任委員会単位で意見交換会を行うことが議会運営委員会で確認されたことに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うことについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認する。日時は令和6年1月23日午前10時から、場所はゆう桜ヶ丘、対象は桜ヶ丘の移動を考える会、目的は地域公共交通について市民意見を聴取するため、経費はゼロ円である。

以上の内容で意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出たいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時19分 休憩

---

(協 議 会)

渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

協議会1、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況(報告)につい

て市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件1番から11番までが都市整備部の所管となる。番号順に担当課長よりご説明をさせていただくので、どうぞよろしく願います。

松本都市計画課長 本件については、12月12日の総務常任委員会の協議会でもご報告させていただいている。総務常任委員会のほうに資料があるので、総務常任委員会のフォルダをお開きいただいて、12月12日、令和5年第4回定例会フォルダの中の協議会15の資料が、本件の資料になる。

多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況についてご報告させていただく。本日は9月議会以降の動きと今後の予定のご報告である。

まず公共施設リニューアルの進捗状況である。こちらの資料の1ページ目の2にあるが、10月21日、土曜日に中央公園のBOOKパークエリアがオープンしている。オープン日は、「TAMA TAMA Festival」の開催日でもあり、多くの方に知っていただくことができたところである。

続いて事業の実施報告である。まず第2回タマテクと多摩ラボ（仮称）の本格始動についてである。先ほどお伝えした「TAMA TAMA Festival」においてパルテノン多摩オープンスタジオを会場にタマテク（多摩まちづかいテクノロジー万博）を開催した。スタートアップ企業13社の技術とサービスに関する体験展示を実施し、多摩ラボ（仮称）の紹介とスタートアップ企業とのディスカッションを公開の場で行っている。その後もパルテノン多摩5階の「あじと」と称する場所等でのワークショップやハロウィン in 多摩センターなどでの社会実験を実施している。

2ページ目をお開き願う。続いて2番目のところである。第1弾まちづかいワークショップ&社会実験～レンガ坂編～の実施結果についてである。9月23日から10月14日の期間のうち、3回にわたってまちづくりのワークショップを行い、延べ71名のご参加があった。多摩センター周辺を対象としたまちのつかい方を考えるところから、ハロウィン in 多摩センターやレンガ坂での社会実験に向けて焦点を絞ってきた。これを経て、レンガ坂で、10月28日・29日のハロウィン in 多摩センターを非日常、10月30日から11月3日までを日常として、滞留空間の使い方や

遊歩道の利活用ルール等についての具体的な検証、また、歩行者と自転車の安全な通行ルールの実効性に関するデータの収集と、ほこみち制度活用の検証を目的に社会実験を実施した。

こちら4ページ、5ページ目に、その社会実験の様子の写真等を入れさせていただいている。滞留空間、こちらはリラクゼーションブースやキッチンカーによる出店、ミニゲームをするコーナー、ブロックを使った滞留空間づくりというところでやらせていただいた。ブロックを使った滞留空間のところにはお子様たちが結構多く家族連れでお集まりいただいたところであるが、様子を見ていたところでは、予想以上に滞留空間よりも通路側に利用者の方々が広く出てくるというところで、通行の安全性の確保に少し課題が見えてきたかと思っている。また、5ページのところ、通行区分の検討ということでレーン区分による通行をさせていただいた。自転車通行帯を上り下りとも2メートル幅で設置させていただいたところであるが、歩行者の通るところが少し狭くなっているような感じがあり、こちらの通行帯で区切るときの幅の広さの課題があるかと思った。通行線を引いたことで自転車の方は比較的こちらのレーンの幅のところを通行いただいていたかと思うが、図書館やクロスガーデンのところから人が出てきたりするところで、人とクロスするところではレーン通り走られない方も少し見受けられるかと思うので、このあたりが今後の通行ルール設置に当たっての課題ではないかというのが見えてきたところであった。

続いて5ページの下の方の3番目のところである。こちらについてはまちづくり社会実験の「まちづくりオープンカフェ」を11月23日に実施していくというところである。また4番、第3弾まちづくり社会実験「街なか路上期末テスト」については、多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校地域探究学習の発表テスト「街なか路上期末テスト」をパルテノン大通りで開催している。多摩市のまちづくりに対していろいろな提案を高校生の方々からさせていただいて、公園、レストラン、パルテノン大通りの利活用としてこのようなことができたらいいのではないかというご提案をいただいていたところであった。5番目に、読書フェア。市立中央図書館が中央公園と連携して本に親しむイベントを開催したところである。

続いて6ページ、今後の動きであるが、多摩ラボの活動については、12月～2月までは、あじとほかの企画会議のほか、3月のまちづかひの社会実験につなげていきたいと思っている。また、今後のまちづかひの社会実験の予定であるが、今まで行ってきたまちづかひのワークショップや社会実験などの結果を踏まえて実施していきたいと考えている。

現在予定しているものを7ページにお示しさせていただいているが、3月11日から14日間の期間でパルテノン大通り、レンガ坂周辺、ハローキティストリートなどで屋根がけや植栽マスへの簡易ベンチの設置、レンガ坂では10月の社会実験の結果を踏まえた安全・安心な通行区間の利用に向けた実験などを考えている。また、時速20キロメートル未満で公道を走ることができるグリーンスローモビリティの運行実験などをしていきたいと考えているところである。令和6年度中の多摩センター駅周辺のまちのビジョン、(仮称)多摩センター地区まちづくり方針等策定に向けて、関係課が連携しながら取り組んでいるような状況である。いろいろ課題も多いところではあるが、社会実験を進めていきたいということである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 総務常任委員会でも岩永議員がお話ししたかもしれないが、「あじと」という言葉が出てきたが、「あじと」の意味はどのような感じで捉えているのか。

加藤観光担当課長 総務常任委員会でもお話があった。そちらについては、パルテノン多摩の5階は常設でもないところもあり、それを想起させないような形で別の言葉を使おうと考えたところであった。意味合いとしては秘密基地ということ考えているところであるが、語源なども総務常任委員会でご意見をいただいたところもあるので、少し考えていこうかと思っている。

しらた委員 秘密と言うほうがよいかと思う。非合法活動などをひそかに先導する場所というように意味合いがあまりよくないと感じた。お子様や若者の方々にはなじみがないかもしれないが、私たちにとってはそのような気がしたので今回質問させていただいた。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会2、多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 こちらの資料については、生活環境常任委員会のフォルダに戻っていただいて、12月14日の第4回定例会の資料の協議会2の縦の白黒の用紙、2ページ物を開いていただけたらと思う。

それでは、多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定に係る進捗状況についてご説明させていただく。本件については、去る令和5年9月14日の生活環境常任委員会協議会においてもご報告させていただいたところである。本日は、前回の報告以降の検討の経緯、今後の予定についてご報告させていただきたいと思っている。

1ページ目の2、令和5年度における検討の経緯をご覧いただきたいと思う。前回のご報告以降が12番より下のところで、こちらの経過を経て改定骨子案の作成に至っているという状況である。

この改定骨子案については、市民を対象とした中間報告説明会を2回実施している。また、進捗情報報告について多摩市都市計画審議会でも1回ご報告を行わせていただいた。

2ページ目をご覧いただきたいと思う。こちらは中間報告説明会の実施概要をお示しさせていただいたものである。11月14日の夜間と11月18日の昼間、合計2回であるが、説明会の際に出された意見の概要としては、こちらにお示しさせていただいているようなものである。例えば都市計画マスタープランの今回の改定で、市の拠点を聖蹟桜ヶ丘駅周辺、多摩ニュータウン駅周辺、永山駅周辺と明言したところは評価できるのではないかとといったご意見、現行計画の地域別の方針では8地域だったが、それを5地域に変更した理由を示してほしいといったようなご質問をいただいたところであるが、この質疑応答については、こちらにお示しさせていただいたとおりである。

今年度の予定については、年明けの1月20日・27日に、都市計画マスタープラン改定に伴う地域別ワークショップを実施し、2月3日には全体ワークショップ、それぞれの地域別エリアで検討したものを皆で共有する

ような場を設けたいと思っている。

こちらの資料に一度目を通していただいて、この協議会の2の資料、縦型と横型の緑色の字で1ページ目が示されたものがあると思うが、縦型のほうを見ていただきたいと思う。こちらが多摩市都市計画マスタープランの改定骨子案となる。

ページ数が多くて79ページ物になっているが、2ページ目をお開きいただきたいと思う。こちらに目次をお示しさせていただいているが、都市計画マスタープランの第1章で背景、目的・役割・位置づけの説明や目標年次、全体構成を示し、第2章でまちの現状と課題、第3章でまちづくりの基本方針、第4章で拠点別・地域別生活まちづくりの方針を記載していくような流れとなっている。前回協議会で説明させていただいたアンケート調査に係る市民意向については、参考資料として後ろに記載させていただいた。

詳細の説明は、資料が多くなっているのでポイントだけご説明させていただきたいと思う。79分の38を見ていただきたいと思う。こちらは、今回の改定都市計画マスタープランのまちづくりの将来像について、第六次総合計画基本構想やこれまでの都市の成り立ち、これからの都市の変化を踏まえ、まちづくりの将来像を設定したところである。

79分の39の一番上のところには、「多様なにぎわいとみどりを育み誰もが活動しやすく 安心して住み続ける都市 多摩」をまちづくりの将来像として掲げていきたいという整理をしたところである。

続いて79の40、下に38ページとなっているところである。前回の常任委員会においてご説明させていただいているので詳細は省略させていただくが、改定都市計画マスタープランの将来像を点・線・面で表す現行の考え方を踏襲しつつ、将来像の実現のために目指すべき都市構造の骨格について検討し、拠点・軸、ネットワーク、ゾーニングという形で整理した。拠点を聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、永山駅の3駅周辺とし、軸を多摩ニュータウン通り軸、南多摩尾根幹線軸の2つとした。この2つの軸が拠点の考えに近い都市軸といった整理をしている。ネットワークについては、交通としての道路や鉄道と緑の3つの視点で整理している。ゾーニングについては、現行都市計画マスタープランの将来都市像構造の基本ゾーニングと同

じ部分を基本とし、新たに公園緑地等を保全する区域として、主な公園緑地等とこれまでの土地利用から転換を図るために検討する区域として新たに南多摩尾根幹線沿道について広域型複合地を、南多摩尾根幹線沿道土地利用方針で示しているように、新たに追加したところである。

続いて、1枚めくっていただいて、まちづくりの方針、下のところ41ページ、79分の43ページになる。ここから79分の67ページまでが、5つの分野全てにおいて改定における主な課題を踏まえおおむね20年後多摩市はどのような都市になっているか、どのような都市になるべきかという将来の姿を示しているところである。5つの分野、「にぎわいづくりの方針」「都市基盤ネットワークの方針」「水とみどりの保全・整備の方針」「安全・安心のまちづくりの方針」「生活環境づくりの方針」という整理をしている。

少しページを飛んで、79分の68をご覧くださいけるだろうか。下のページでご説明させてもらう。下のページでいくと、66ページになる。拠点別・地域別生活まちづくりの方針である。今後将来都市構造で都市拠点として定める聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、永山駅の3駅周辺に関して、拠点形成を実現するための具体的な拠点別まちづくりの方針を定めていく。また地域別生活まちづくりの方針は、5つの地域において、まちづくりの目標や方針を定めていきたいと考えている。これらの方針は今後開催する地域別市民ワークショップでの意見を参考に作成していくので、本日の改定骨子案に記載はない。

最後に、67ページ以降に令和4年度に実施したアンケート結果を示しているもので、後ほどご確認をしていただけたらと思う。

資料2については、中間報告説明会において使用した説明となり、この資料1を説明会向けに整理させていただいた資料となるので、この場でのご説明は省かせていただきたいと思います。以上で、多摩市都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の改定に係る進捗状況についてのご説明を終わる。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員

この計画は20年使うということで前回の「子ども・若者の権利を保障

し支援と活躍を推進する条例」で特に子どもと若者の意見表明を大事にするまちづくりを進めている中で、説明会にそもそも参加人数がそれほどたくさんの方が来られなかったというのもあるが、子どもや若者の参加はあったのかを伺いたいと思う。

松本都市計画課長 この中間報告説明会へのご参加は残念ながらなかったところであるが、今後ワークショップには、今いろいろ社会実験などを多摩センターの関係でさせていただいているところには、学生さんなどにも結構参加いただいているような状況がある。

岸田委員 先ほど言われたワークショップでは16歳以上という枠組みを設けていたと思うが、それはなぜかという面と、所管の考える子どもや若者の参加がなかった理由についてはどう捉えているのか伺いたいと思う。

松本都市計画課長 都市計画は、まちづくりというところではハードの部分のご意見を頂戴するのがなかなか難しいところがあるかと思っている。令和4年度に中学生に向けてのアンケート調査を実施させていただいているので、ソフト的なところで、こういったことがまちにあったらよいというご意見はいただいている。今回の地域別ワークショップでも、年齢層が少し低い方々にはなかなか難しい部分があるかと思い、16歳以上に設定させていただいたところである。

岸田委員 確かに難しく、特にハードの部分になると専門的な知識も必要だということはあると思うが、意見表明権の中では、そういった子どもたちが意見を出してよいというだけではなく、そういう発達に応じて大人側がきちんと説明をする責任があつての権利だと思うので、その点については今後の課題としてぜひ考えていただきたいと思う。

しらた委員 駅というと永山駅、多摩センター駅、聖蹟桜ヶ丘駅となっているが、唐木田駅周辺は今後どのようにイメージしていくのか。これを見ると、ページ数の43ページ、「業務、スポーツ、交流、教育情報などの多様な機能を集積し、地域が活性化されるとともに」とあるが、そういうイメージでもないような、気もする。今後この唐木田駅周辺は、ここの駅からは外されているが、多摩市としても大変きれいなまちだと思うので、どのようにお考えなのかと思った。

松本都市計画課長 この唐木田駅周辺は3つの駅拠点には入っていないが、こちらについては東京都の区域マスタープランに拠点として聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、永山駅の3つの拠点が位置づけられているところも踏まえ、拠点としては3つとさせていただき、唐木田駅は南多摩尾根幹線沿道と連動する駅としての拠点という位置づけになっているので、そういう見せ方をしていくべきなのかなというご意見をいただけたらと考えている。

しらた委員 ということは、まだこれから少し煮詰めなくてはいけない課題もあるということでしょうか。

松本都市計画課長 委員からただいまご意見をいただいたとおり、この中間報告説明会上げた改定骨子案はあくまでも骨子として整理させていただいたところがある。これから20年後のまちを目指すというところでは、この近隣にお住まいの方々が感じておられるところの意見を踏まえた上で整理していく必要があると思っているので、これから1月、2月の意見交換をもとに整理していきたいと考えている。

橋本委員 ページ数だと42ページの永山駅周辺であるが、確かに商業も医療も福祉も業務もという形で集積する拠点を形成して20年後を目指すと言うが、現実は今需要が減っていくと大型店はどんどん撤退し、今A4の紙やインクを買うのにも、永山は需要が減ると正直店がどんどんなくなる。希望と現実が非常に乖離していて、その下段にある医療や子育てのところはあると思うが、そういう乖離を都市計画審議会でも説明されたが、観光というか商業と都市とを本当に密接にやっついていかないと不便さが解消できない20年間になっていくのではないかと心配しているが、どのようにお考えか。

松本都市計画課長 ただいまご意見いただいたようにハード部門とソフト部門、商業業務系のところと一体となってまちづくりを進めていく必要があるかと思っているところである。多摩センター駅周辺に関しては今わくわくプロジェクトでご説明させていただいたように、市民の方々が生活していく上で必要な機能も考えながら、どういうまちづくりを進めていこうかと整理している。20年後を見据えてどのように永山駅周辺を整理していくのか難しい

ところもあろうかと思うが、関係機関の東京都とも意見交換しながら、多摩ニュータウンをこれからまちとして新たに再整理していく必要があると東京都にも見ていただいているような状況であるので、どのようなまちにしていくのか一緒に整理していきたいと考えている。

橋本委員

もともとこのニュータウンをつくったとき、特にニュータウンは大規模店とあとはテナントという形で、まちに普通の少しの売り上げで何とか維持できるという店がない。それは誰もがわかっているところである。その辺で本当に暮らしを支える都市計画マスタープランと合致させてやっていくのは難しいことだと思うが、ぜひそのことを頭に入れながら進めていただきたいと今日は申し上げておく。

それから、75ページ、中学生アンケートの集計結果が自慢できるものということできくられている。住居・自然・景観のうち自然と景観は理解できるが、住居はその家々によって形態が集合住宅だったり戸建てだったりすると思うが、これを一括して聞かなければいけなかったのか。住宅系と自然・景観・環境系でやったほうがより自慢できるものという言葉が明確に考えていることがわかるような気がする。その辺、半分以上の方がここに自慢できるという数字を持ってきてしまったのは、ある人は住宅かもしれないし、ある人は景観かもしれないしというところで、残すにしても少しファジーではないかと思うが、この辺は何かこういう取り方をするという基本があるのか。

松本都市計画課長 こちらの調査項目については、特にこういう基本はないと考えている。

住居・自然・景観のうち、自然と景観は比較的似通ったところかもしれないが、住居は分けたほうが結果としてどのような整理をしていくべきかがよく見えたのかと、今ご意見いただいたところで反省点かと思っている。

しらた委員

42ページも、駅、駅、それと南多摩尾根幹線、永山、あと鎌倉街道やニュータウン通り、申しわけないが、川崎街道はまだ一ノ宮であるから聖蹟で何とかなる、同じ川崎街道でも連光寺に行くともた離れてしまうが、私のほうには和田、野猿街道があるが、何も考えていることがないのか。52ページを見ても、公共交通等いろいろあるが、コミュニティバスが少しだけ動いているのか、あとは真っ白という、この辺の考え方もどのようなまちづくり

を考えていくのか、住居なら住居、第1種住居低層地域であるからもっと市民の人たちに安全で、道路環境ももう少し整備、今一生懸命和田中央通りもやっていたているが、中和田通りはまだ途中である。これから歩車道分離でいろいろニュータウンはきれいに整っているところで、これからまたそれをリニューアルして維持管理するようであるが、この差が少し激しいのではないのか。病院も、厚生荘病院がなくなっていくことであるし、こちらの考え方として具体的にこれからこういうことがあるというのがあればお答えしていただきたいと思う。まだ中間であるから、今後このようにしていただけるというか、検討できるというのがあれば、その辺でも大丈夫であるのでよろしく願います。

松本都市計画課長 今いただいた拠点軸の軸であるが、多摩ニュータウン通りと尾根幹線沿道を2つの軸と考えさせていただいているのは、これから駅拠点と同じようなまちの拠点となるような連担したところを2つの軸として示させていただいた。野猿街道や川崎街道になぜそのような設定をしないのかというお話をいただいたところであるが、まず多摩ニュータウン通りについては、既存エリアとニュータウンエリアの2つをつないでいる軸でもあり、広域のネットワークというところでは、多摩のまちを発展させていきたい一番大きな軸ということである。多摩ニュータウン通り、また南多摩尾根幹線はこれから沿道を活用していくというところで、こちらのまちづくりを通してこれからまちづくりが変わっていくというところで、2つの軸を大きな軸として位置づけさせていただいたところである。こちらの野猿街道や川崎街道は、都市基盤ネットワークということで多摩市のネットワークを大きく担うところという位置づけをさせていただいているが、川崎街道や野猿街道の沿道ももっと活用するようなどころではないのかということも、ご意見としてはあるのかもしれない。実際に中間報告説明会でも、この軸が2つだけの理由というご質問をいただいたところがあったので、こちらについてはまた地域別ワークショップでも意見を聞きながら、拠点軸のあり方を整理していきたいと考えているところである。

岸田委員 先ほどのところでもう1点聞こうと思っていたことを忘れてしまっていた。たくさんの人に参加していただいてご意見を出してもらうのが非常に

大事なことだと思っているが、その中で先ほど16歳以上の方の参加というところがあった。土曜日ではあるが、子育て世代の参加がほかのいろいろなワークショップでも少ないというのを聞いている中、特に保育といったことの記載がない。さらに、16歳以上と書かれており、小さい子ども、乳幼児を持っている方がなかなか参加しにくいのではないかと思うが、その点でこのワークショップに参加しやすいように工夫する、さらにそれをきちんと周知しなければ、前回と同じように参加者が思ったよりも少なかったということがあると思うが、その点はいかがか。

松本都市計画課長 今いただいた例えば小さいお子さんを抱える方はなかなか参加しにくいのではないかというお話については、そういったご案内を行えていなかったところがあるが、この間の中間報告説明会にご参加いただいた方から小さい子どもがいるが連れてきてよいかというお話があったが、そちらについてはお子様同伴での参加も可能であるとお答えさせていただいているので、市側としてもできるだけご参加いただけるような配慮をして対応していきたいと考えている。

岸田委員 実際連れていっても、保護者だけではなく周りの方にも子ども連れで来てよいのだという周知をしていなければ、年齢が高い方は子どもの声は耳に入りやすいが説明の声が一切聞こえなくなり、もっと静かにしてほしい、お子さんを何で連れてきたのかと声をかけられてしまって、結局行ったのにずっと参加できなかったという声も、これは他部署の話であるが聞いているので、ほかの参加者の方にも、一緒に参加していてもよいのだという環境づくりをぜひお願いしたいと思う。

石山委員 今、岸田委員からもお話があったように、ワークショップに子育て世代の参加が少なかったところで、ワークショップまで行かなかったとしても、今多摩市で抱えている児童館やOLIVEに、お母さん世代に対して簡単なアンケートを取ることによってワークショップにつなげるという流れも考えられると思うが、そういう可能性があるのかどうか確認したいと思う。

松本都市計画課長 現時点ではご提案いただいたようなことは考えていなかった。だが、今行っている多摩センターのワークショップ等いろいろな取り組みをしている中で、そこの滞留空間の話でお集まりいただいた方には、多摩市に足り

ないのはどのようなところか、このようなまちだったらよいのではないかと  
いうことで、できるだけご意見いただくようにしている。場を設定して来  
ていただくのはなかなか難しい家庭環境の方もおられると思うので、ふら  
っと立ち寄ったときに意見を聞けるような場を今多摩センターのわくわく  
プロジェクトでは取っていると自負しているので、そういったところで意  
見をできるだけ吸い上げてやっていきたいと思っている。

石山委員 多摩市が掲げる定住や移住促進を促すためにも今住んでいただいている  
子育て世代の方の意見が重要となってくると思う。その意見が本当に欲  
しいのであればいろいろなやり方があると思うので、今やっているやり方  
を含めてプラスアルファを考えていったほうがアンケートは多くもらえる  
と思うし、今言ったようにワークショップにもつながる可能性が出てくる  
と思うので、ぜひ検討をよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会3、聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について、市側  
の説明を求める。

松本都市計画課長 協議会3の資料をお開きいただきたいと思う。聖蹟桜ヶ丘北地区立体  
横断施設の整備についてのご説明である。本件については6月23日の第  
2回定例会の生活環境常任委員会協議会でもご報告させていただいたと  
ころであるが、立体横断施設については、この12月下旬に完成し供用開始を  
予定している。京王電鉄株式会社所有の基盤施設の一部を立体横断施設の  
接続動線として整備する工事は、令和6年3月末完了予定として現在一部  
整備が着手されているところである。

資料の2ページ目をお開き願う。上の写真であるが、12月7日時点で、  
6日まで足場がついてたが、6日に足場が取れ、現状このようになっている。  
東側から西側を望んだ写真になっているが、右側がサクテラスモール、  
左側は京王駐車場となっている。下の写真を見ていただきたいが、こちらが  
京王の駐車場の3階部分と立体横断施設の接続予定の箇所である。こちらの  
赤くなっているところは、こういう形で接続がされる予定となっている

ところである。令和6年3月供用を目指して整備を進めている状況と京王電鉄株式会社からは伺っている。

今後の予定であるが、地権者主催による「聖蹟桜ヶ丘北地区における歩行者回遊軸（親水軸）の完成及びサクテラスモールグランドオープンに関するイベント」について、令和6年2月4日の日曜日に実施を予定していると伺っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

石山委員 今、松本都市計画課長からあった2月4日のイベントというか、まち開きとはどのようなものなのか。それは経済観光課とも連携をしているのかどうかという確認をさせてほしい。

水野街づくり担当課長 出席について事業者から聞いているところでは、都議会議員、市長、市議会議員と、関係部長ということで都市整備部長、市民経済部長の参加予定としているところである。

石山委員 私が今言った経済観光課との連携というのは、それを含めて何か催物を企画したりするのかということでお聞きした。

水野街づくり担当課長 その中身についてはこの事業者が検討しており、年明け1月早々に内容についてこちらにご説明いただくということで聞いているので、内容はまだこれからという形になる。

石山委員 今聖蹟桜ヶ丘もエリアマネジメントができて、これから活性化を促すというところでしっかり連携し、何ができるのかも確認しながら、せっかくやるのだから市長も来たりしているので、あそこの場所で何ができるのかを考えながらやっていかないと、横串を通すようにやっていただくのが大切だと思うので、しっかり他部署とも連携して、何ができるのかを模索していただきたいと思う。

しらた委員 これの橋桁の高さは何メートルなのか。

松本都市計画課長 正確な数字は今持ち合わせていない。

しらた委員 では、後で教えてほしい。今こら辺は工事車両がいろいろ通っていて結構多いではないか。だから、高さをどのぐらい取っておいてあるのかと思った。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会4、生産緑地地区の都市計画変更について、市側の説明を  
求める。

松本都市計画課長 では、協議会資料ナンバー4をお開きいただきたいと思う。生産緑地  
地区の都市計画変更についてである。本件は例年ご報告させていただいて  
いる生産緑地に関する都市計画変更についてのご報告である。生産緑地地  
区の指定は都市部に残された農地の計画的保全を図り、良好な都市環境を  
確保していくものである。

1ページ目の1、生産緑地地区の地区数及び面積をご覧願う。今年度は一  
部削除が5件、全部削除が4件、追加が1件あり、生産緑地地区は130地  
区から126地区へ、面積は約24.61ヘクタールから23.90ヘク  
タールへ、約0.71ヘクタールの減となっている。

次に、2、削除を行う位置をご覧いただきたいと思う。表にお示しさせて  
いただいたが、今年度は一部削除5件、全部削除が4件あった。

資料の2ページ～8ページが、生産緑地の地区計画図となる。黒塗りされ  
ている部分が削除箇所となる。細かくは後ほど確認いただけたらと思う。こ  
ちらの削除の理由であるが、生産緑地の指定から30年が経過したことによ  
る買取り申し出が7件、主たる従事者の死亡または故障による買取り申  
し出が2件となっている。

次に、1ページに戻って、追加を行う位置をご覧願う。追加の1件である  
が、馬引沢1丁目にある生産緑地番号110番、資料の5ページ目、この図  
の中央下部、110という数字のところから4本線が引いてあると思うが、  
左から2番目の横線部分が該当となる。近隣にも既に生産緑地を複数所有  
する方の自宅の建て替えに伴い、今まで自宅の敷地だった土地の一部で営  
農するという事で300平米追加指定するものである。

1ページ目に戻っていただけるか。面積精査を行う位置については、今回  
はなかった。これら追加・削除については、令和5年11月17日に多摩市  
都市計画審議会で審議していただき、答申が出ている状況である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 これは実測値の面積、登記上の面積のどちらなのか。

松本都市計画課長 登記上の面積になる。登記は平米を丸めた数字になる。

しらた委員 丸めたの意味がわからない。

松本都市計画課長 10平米未満のところを四捨五入しているという整理である。

しらた委員 登記上の。では、実測ではないということである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会5、特定生産緑地の指定について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 では、協議会資料であるが、こちらは総務常任委員会でもご報告させていただいているので、前後して申しわけないが、12月12日の総務常任会のフォルダになるが、こちらの協議会16番の資料になる。

では、特定生産緑地の指定についてご説明させていただく。生産緑地は、都市計画決定したことを告示した日から30年経過すると、所有者がいつでも市町村長に対して買い取りの申し出を行うことができるようになり、生産緑地が宅地等に転用され、市街化区域と区域内の貴重な緑地が失われる可能性が大きくなる。一方、特定生産緑地に指定することで買い取り申し出をする時期を10年延長することができ、市街化区域内の貴重な緑地である生産緑地が当面維持され、所有者にとっては税制特例措置が継続されるというメリットがある。

2番の令和5年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてをご覧いただきたい。下の表の太枠で囲った部分の白丸のところである。今年度は、平成6年度指定の生産緑地の最後の受け付けとなる2回目、平成7年度指定の生産緑地の1回目を受け付けた。

これまでの経過については、3、平成6・7年度の指定の生産緑地に係るこれまでの経過についてのとおりである。こちらについては、2ページ目の上にお示しさせていただいている。

2ページ目の4、令和5年度の特定生産緑地の指定についてをご覧いただきたいと思う。(1)の指定申請受け付けの結果についてであるが、申請状況を面積ベースで見ると、上の表にお示したとおり、今年度申請のあつ

た生産緑地がA約0.8ヘクタール、昨年度までの累計がCの21.3ヘクタールだったので、今年度までの合計がAプラスCで22.1ヘクタールとなり、全体面積の23.9ヘクタールに対して92%の申請が終了していると状況である。下には参考で申請状況（申請者数）のところにも書かせていただいているが、こちらを参考にご覧いただけたらと思う。これらの内容については、生産緑地法第3項の規定に基づき、令和5年11月17日の多摩市都市計画審議会において意見聴取を行っている。

(2)の特定生産緑地に指定した生産緑地であるが、今回申請のあった生産緑地は、指定要件を確認した結果、全て特定生産緑地に指定したが、指定の面積、位置及び区域は4ページ以降にお示しさせていただいている。

今後の予定であるが、令和6年1月から4月に令和6年度指定分の受け付けを行う予定であるが、平成7年度の指定の2回目の対象は今年度で全て申請済みであるのでゼロ、平成8年度指定の1回目の受け付けを今後行う予定であるが、対象者は1名となっている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 特定生産緑地も含めて、生産緑地は実際の畑や果樹の下に縦長の棒でここは生産緑地であると市民に知らせているかと思うが、税制の問題だけではなく、市民にとっては防災や緑地の確保という意味もあるので、生産緑地は農家関係者と一部の人は知っていてもなかなかわからないので、だから、生産緑地はこういうものであるということ、しかも、そこがきちんと肥培管理をされていなければいけないものであるという二面性、その存在価値とこうあらねばならないというものをもう少し表示して市民に知らせていく、それはほぼできると思う。畑の入り口の人が通る道路に面したところに表示するというのでやらないと、市民に本当の存在意義、なぜ特定生産緑地が10年また経過してとそこまで細かいことはよいが、生産緑地そのものについてもう少しPRをしたほうがよいと思うが、お考えを伺う。

松本都市計画課長 ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は非常に重要な視点かと思うところがある。掲示をどうするかは土地所有者の方のご意向なども聞かないといけないかと思うが、どういう位置づけのものなのか、市民の方にこれは何だろうとあっていただくきっかけにすることもやはり必要かと思ったの

で、何かしら対応ができないか検討してみたいと思う。

橋本委員 農業委員会にもそういう土地所有者の方がおり、その責任者は議会を経験なさった方であるので、場所はその作物の邪魔にならないところであるが、そういうものをやることをぜひ先陣切って農業委員の方などにお話を理解してもらっていかないと、この問題を私が申し上げるのは1回目ではないが、ぜひそういう努力を市側も農業関係者にさせていただきたいと思うのでよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会6、多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 こちらの資料については、生活環境常任委員会のフォルダに置いてあり、12月14日の第4回定例会の資料番号協議会6の資料をご覧くださいと思う。

多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業についてであるが、本件については今年度まで第2期事業を実施しているが、ここでUR都市機構は多摩ニュータウン諏訪永山団地の再生を進めていくことから、計画へ拠点的開発区域の追加を行うことと、令和4年12月の生活環境常任委員会協議会で報告させていただいた市事業の実施状況を反映する変更をこの令和5年度中に行うため報告するものである。

まず1、UR都市機構の多摩ニュータウン諏訪・永山区域の事業の計画追加であるが、令和6年度から実施する東永山複合施設跡地から団地再生事業を進めていくものを追加するところである。これによってUR事業が市の計画に位置づけられることで国の補助を取得することができるということでUR都市機構と調整を進めてここに至ったということである。

次に、2の市事業の実施状況に合わせた計画変更である。こちらについては、新型コロナの影響で令和3年度以降に予定していた事業の一部が実施できない状況となったため、今後の財政状況や工事实施に係る社会情勢の動向等を踏まえ、次期の社会資本総合整備計画を作成した上で実施してい

くのか、あるいは他事業での実施等について総合的に検討をしていくのか検討しているところである。第2期住宅市街地総合整備事業の期間が今年度までとなっているので、以下のこちらの事業については、計画内の事業費の減額を行うところである。今後の対応については、公園・道路所管と調整して整理していきたいと考えている。

2ページ目にこちらのエリアの図面を示させていただいているが、青の破線にオレンジ色の吹き出しのところが今回追加する拠点開発区域となり、赤の破線が他事業による実施を検討するところになっている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 1番の東永山複合施設、旧東永山小学校のところは今まで小学校の高さだったが、あそこの高さ制限とはどのようなになっているのか。

松本都市計画課長 高さ制限は35メートルである。

しらた委員 35メートルだと約11階かその辺のあたりか。

松本都市計画課長 そのような状況になっている。

岸田委員 今この事業を使って諏訪北公園の改修を行っていると思うが、その諏訪北公園の一步隣の歩道は今後改修される予定があるのかお伺いしたい。というのも、そこには視覚障がい者のための点字ブロックが設置してあるが、少し盛り上がって行って亀裂が入っていたり、道がべこっとへこんでいる部分があるので、隣が非常にきれいになっていく中、そうなる歩道部分が余計に目立っているなど以前より市民としては感じているが、その点について伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 今ご質問があったのは、1ページ目の②の4-13号歩線、4-15号歩線、4-18号歩線のことかと思う。本路線について、今現在工事をしているのが4-11号歩線、4-26号歩線と言い、今実施している事業もあるが、今ご指摘のあった路線については、一度現地を確認させていただいて、より有効な方法を検討をさせていただきたいと思う。

岸田委員 こういったエリア的にだんだん改修が進められていく中、すぐ隣がきれいになって行って、こっちはどうなのだろうかと市民が知りたいときに、どのようにその情報を得るか、市が検討しているのか、それともこのまま手つかずのままやっていくのか等、市民の方はなかなか情報が得られなくて、そ

の点ももやもやするかと思うが、そういった情報の公開は今どうされているのかを伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 道路の不具合箇所の公開は特にやっていないが、そういったご意見があったところは早急に現地を確認して必要な対応を取っている状況である。

岸田委員 部分的な事項はアプリ等を使って市民の方もそのように市に情報提供もできて、それを今後どのようにしていくかというやり取りではないが、というのは聞いているが、そうではなくて、その場所全体が改修されるのかも非常に関心が高いと思うが、その点についてはいかがか。

檜島道路交通課長 職員のパトロール等によって、市内全域毎日パトロールを行っているところであるが、その中で不具合箇所を抽出して行って、この後、債務負担のゼロ債のところでご説明するが、そういった中である一定の規模のものは予算計上させていただいて、翌年度実施しているといった対応を取っている。

佐藤都市整備部長 ただいまのご質問の中で、市の地域、一定のエリアで枠を決めて集中的にリニューアルしていこうという中で、諏訪・永山エリア住宅市街地総合整備事業という形で位置づけて、各種の改修工事等を行っている。エリアが広い中で、どこまで手が出せるか、伸ばせるかどうかというところがあった中では、コロナもあった中でなかなかやりきれなかったというところがある。

また、今後は、多摩ニュータウンの第一次の入居地域からどんどん今度西のほうに、エリアごとに整備をかけていくという形になる。今明確に、いつこの時期にこういったことをやっていくというところまでは至っていないが、まちづくり計画としては、愛宕・貝取、豊ヶ丘のまちづくり計画を策定している。そういったところもある中で、順次移行、年次を追って計画的に整備をしていく、その段階において市民の皆様にお知らせしていくという形になる。現状ではなかなか、次はそこだということについては、まだそこまで到達していないということである。

岸田委員 例えば街路樹等でもすごくご意見をいただいたりしている。もちろん良くなるプラン等に乗っていると、市民の方もこれぐらいまでにはきれいになるだろうということであるが、伐採やきれいにするのがいつなの

かわからないときに、計画に入っているのかどうか全然わからないというのがやはり市民にとってもストレスだったりするかと思うので、もちろん計画的にされているという点は理解するし、すべての情報を公開するのは難しいと思うが、そういう点について市民の方ともっと情報が共有できるものがあるのであれば、検討していただきたいと思います。

渡辺委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会7、モノレール沿線まちづくり構想（素案）について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長   では、協議会7の資料をお開きいただきたいと思う。モノレール沿線まちづくり構想（素案）についてご説明させていただく。

本件については、令和4年8月より町田市とともに検討を進めていたが、沿線まちづくり構想について構想素案を取りまとめたので、ご報告をさせていただくものである。

令和3年12月に都の多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会においてルート案が選定され、需要の創出に資するまちづくりの深度化が課題として示されたため、町田市と多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会を設置し、モノレール沿線まちづくり構想の策定を行ってきたところである。令和4年8月から令和5年11月までの間に6回検討会を実施し、オブザーバーとして参加している東京都の助言等を踏まえつつ、関係者と事業化に資する沿線のまちづくりの検討を重ねた結果、令和5年12月にモノレール沿線まちづくり構想（素案）を取りまとめたところである。

素案の構成については、構想策定の概要、沿線の現状と課題、モノレールの特性と期待される人やまちへの効果、目指す沿線のビジョン、ビジョンを実現するための施策、開業までのプロセスとなっているところである。今ご説明させていただいたところは、こちらの資料の3ページ目に目次があるが、こういう構成で策定させていただいている。内容の詳細については、時間の都合もあるので、後ほどご確認いただけたらと思う。資料としては、こ

の構想素案と概要版を添付しているのでご確認いただけたらと思う。

この素案については、市民の意見募集やパブリックコメントを実施して市民の皆様から幅広く意見をいただき、その意見をもとに修正を加え、令和6年3月に「モノレール沿線まちづくり構想」として決定したいと考えている。今後、令和5年12月20日から令和6年1月19日までパブリックコメントを実施し、3月下旬には構想を策定していきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 私、決算でもこの問題を取り上げ、都市計画審議会でも学識の方から、こういう計画をつくっていくが本当にその採算性、事業に対するお金の面も心配であるので、もっと広くここに関わらない多摩市全体の市民の意向を聞く場をきちんと持ってほしい旨の声もあったかと思うが、その辺についてはどのように今後反映されるのか、また、そういう財政的な問題についての心配をどう払拭されるのかについて伺う。

松本都市計画課長 今回策定というところでは、冒頭申し上げさせていただいたこのルートが決定したときに課題とされていた需要の創出に資するまちづくりの深度化、どういうまちづくりを進めていくことでこのモノレールを開通させたときの収支採算性が取れるのかという基本的な考え方を取りまとめるのが、この沿線まちづくり構想である。また、この構想をもとに、これから収支、採算が取れるのかどうかを東京都等と意見交換しながら整理していくことが進んでいくと考えているところである。今後このモノレールが通ったときに、延伸したところの市民の方、また近隣の自治体の方にきちんと使っていただけるようなまちづくりにしていくことが課題かと思っている。そういった機運醸成の取り組みなどをこれから進めていきたいと考えているところである。

橋本委員 資料の中に開業までのプロセスが載っているが、ここにだんだんと今言われたような具体的な年度が書き加えられていくかと思う。これは東京都と多摩市の都市計画の関係者が中心になってやってきたと思うが、今後その辺の話し合いはどのような感じで東京都と一体化しながら進めていく予定なのか。

松本都市計画課長 今後の東京都等との流れというところはまだこれからになると受け止

めているが、今後東京都と多摩市・町田市以外の関係事業者との意見交換も必要ではないかと思っている。そういう今後の延伸までの取り組み、意見交換等については、東京都などの助言もいただきながら、どう進めていったらいいのか整理していきたいと考えている。

橋本委員 一部返還が始まったが、多摩市も前の北側で3億円出して、関係が繋がっている都市は皆そういうお金の拠出をしている。この資料ではよいことだけというか、これを見るととても夢のある構図であるし、町田市はサッカーがJ1に昇格してスタジアムもその沿線にあるので促進させたいという気持ちはわかるが、長い目で見てそれが大きな負債となって重なっていかないようにという視点も大切にしながら東京都や関係都市と話し合っていたきたいということだけ、この場では申し上げておく。

岸田委員 今回示されたルートはくねくねと非常に大きく曲がっているが、そもそもモノレール自体がゆっくりした速度で走るものであるから、多摩センターと町田市はこのルートだと何分くらいで走れるのかと、私は大阪モノレールを使って通学していたが、モノレールは寒さに弱く、大阪モノレールでは少し坂があるところを雪が降った日などは逆にスーッと下りてきてしまうようなことを実際乗っていて体験したことがあるが、そういった高さ面はもちろんクリアしているのかどうか、あるいは大阪モノレールだと下にずっと大きな道路が走っていて、ビルの上を通るようなことは一切ないが、その辺りはどうなっているのかの確認だけさせてほしい。

松本都市計画課長 まず冒頭のどのくらいの時間かというところであるが、このルートでいくと16.3キロメートルぐらいで、大体30分ほどではないかと考えられている。あとルートの高さ的などころについては、ルート検討委員会の中でも上がったり下がったりしてどこを通過していくのかという議論まではされておらず、まずルートをとるところであった。私どもも、そのルート案が決定したときに、ペDESTリアンデッキの上を通過していくのかとか、その高低差、アップダウンも結構ありそうかと思ったところである。今後通っていくとなったときにどれぐらいの高さか、上がったり下がったりということも、この沿線まちづくり構想が出来上がった後、実際に開通していくまでの議論の中でかなり重要な課題になってくるかと思う。今いただいたと

ころにも注意しながら意見交換をしていきたいと考えている。

しらた委員 ぜひこのモノレールの計画にCO<sub>2</sub>削減の面も、電気の供給をどのようにしていくのか、また、停電になった場合に一駅間だけは動けるようになっていと思うが、そういう計画的なことも、東京都と一緒にお話しているのでCO<sub>2</sub>削減で2050年にはゼロ、モノレールは大変電気を食うので、その辺も少し多摩市からお話ができたらよい提案かと思うのでよろしく願います。

松本都市計画課長 ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は非常に重要なものだと思いますので、今後の意見交換の中で東京都と町田市に共有させていただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会8、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、市側の説明を求める。

内田ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会8であるが、ファイルが3つある。1つ目の「多摩ニュータウン再生の進捗状況について」を使って説明する。ほかの2つのファイルは位置図となっているので、こちらも見ながらお聞き取りをお願いします。

まず1の(1) 公的賃貸住宅の団地再生の状況についてご報告をする。

まず都営住宅の団地再生である。都営住宅建て替え位置図をご確認いただきながらお聞き取り願う。図の左上、③となっている西愛宕小学校跡地で建設中の都営住宅、こちらは415戸となっている。こちらは現在仕上げの外構工事の追加工事を実施している。このたび東京都が、移転対象区域の居住者、図の真ん中上の④の和田・東寺方団地にお住いの方が対象になっているが、この方々への説明会を開催する。12月19日・20日の2日間に分けて開催し、引っ越しの条件等について説明を行う。入居開始は令和6年初夏(5月～6月)を予定している。また、別途東京都から市の関係部署への説明会も予定しており、移転に伴う手続など、どのような支援が必要かについて確認を行っていききたいと思っている。

次に、諏訪団地の建て替え状況についてである。都営諏訪団地は、位置図の右側中央に緑色で示している。①の諏訪団地4-1・2期は現在建築工事を実施中である。②の諏訪団地4-3・4期については、建築工事に係る基本設計をしているところである。

次に、都営東寺方・和田・愛宕団地の建て替え状況についてである。先ほどの図の上の真ん中の④のところである。こちらは現在造成工事に係る設計及び建築工事に係る実施設計をしているところである。ここの居住者が先ほどご説明したとおり③の西愛宕小学校跡地に建設する都営住宅に引っ越し、それが終わればここの建物を除却して都営住宅の建て替えをしていく予定である。

次に、UR都市機構の団地再生についてご報告をする。こちらは3つ目の資料の位置図をご覧くださいながらお聞き取り願う。位置図の右側、青く色づけをしているUR多摩ニュータウン諏訪団地の再生事業について、②の諏訪後工区の区域では団地が4棟あるが、令和2年3月に既に建設計画に着手している2-3-1、2号棟と、同じく2-3-3、4号棟について着手すると計画し、この10月27日、28日の2日間に分けて、居住者に対して移転に係る説明会が実施されたところである。こちらの居住者については、①の諏訪先工区、現在建設中の148戸のUR賃貸住宅などに移転をしていただき、引っ越し完了後には建物を除却してUR賃貸住宅を建て替えていく予定である。諏訪地区については、団地再生によって全てのUR賃貸住宅でエレベーターがあるような状況になるところである。

次に、位置図の右、真ん中ほどにある旧東永山小学校について、現在約360戸のUR賃貸住宅の建設設計を行っているところである。令和6年度に建設工事に着手し、令和9年度に竣工する予定である。UR都市機構では、これを機に永山団地の団地再生をどのように行い、どの方々に移転していただくか等、検討中である。今後まとめ次第居住者の方々に説明をしていくと伺っているところである。団地再生に関する報告は以上である。

次に、進捗状況の2ページ目をご覧ください。(2)東京都「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」の策定についてご報告をする。令和5年9月28日に東京都が「多摩ニュータウンの新たな再生方針検討委員会」を設置

した。委員は学識経験者をはじめ東京都の各部署、UR都市機構や東京都住宅供給公社、それと多摩ニュータウンを抱える多摩市、八王子市、町田市、稲城市の4市からは副市長が任命されており、陰山副市長が委員となっている。これまでに2回開催されている。平成30年2月に策定した「多摩ニュータウンの地域再生ガイドライン」を見直すものであり、「都市づくりのグランドデザイン」、「未来の東京戦略」を上位計画とし、社会状況の変化等を踏まえた多摩ニュータウンの再構築の戦略や取り組み等について検討するとともに、プロジェクトを展開していくための道筋を明らかにした「新たな方針」が今年度末に策定される予定である。詳細については、記載の東京都のホームページをご覧くださいと思う。

最後に、2の今後の予定についてご報告する。多摩市ニュータウン再生推進会議を来年の1月25日、木曜日、午後2時からベルブホールで開催する予定にしている。内容については、諏訪・永山地区の尾根幹線沿道エリアの将来像について検討し、改定作業中の都市計画マスタープランの地域別まちづくり方針等へ反映をしていきたいと考えている。

次に、第11回多摩ニュータウン再生プロジェクトシンポジウムについてである。2月17日、土曜日、午前10時から開催を予定している。場所、内容など開催方法は現在検討中であるので、決まり次第、たま広報などでご案内をさせていただきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 協議会資料3で提示した諏訪・永山の建て替えのところで、特に永山の先ほども話題になった旧東永山小学校跡地361戸であるが、当然永山の5階建てにお住まいの方は3,209戸という状態で、一部だけエレベーターがついているが、これはどのような形で進むのだろうか。ある意味客観的に考えると、4-3街区というのは尾根幹線とも深く関わってくる街区であるが、そういうところから素案をなるべく早く整理していきたいという思惑があるように思うが、その辺のところはもし決まっていればお答え願う。

内田ニュータウン再生担当課長 永山団地の再生については、現在UR都市機構で検討中であり、どこを除却して、どこを建て替えて、どこを大規模改修するかにつ

いては、慎重に検討しているところである。いずれにしても、旧東永山小学校跡地に300戸ほど建っているのを、区域の中のどこかの住棟については移転いただくことを考えているところである。こちらについては団地再生をこれから始めることを、今年9月に住民の方々にご説明をさせていただいている。今後のスケジュールについてのご説明をさせていただいたが、どういった団地再生をするのかは令和6年の1月頃に住民に説明をしていきたいとUR都市機構から伺っているところである。

橋本委員 UR都市機構の意向はある程度それでわかったし、それ以上の細かいことは今検討中というところであるが、尾根幹線をめぐるところでは旧南永山小学校の跡地が更地になり、先ほど出てきた諏訪4-3街区も東京都との関係では更地になり、そこが沿線ということになると当然住んでいる方は永山4-3というところがあるが、東京都ではなく多摩市の都市計画としてはどのようにお考えかお答え願う。

内田ニュータウン再生担当課長 南多摩尾根幹線の沿道土地利用方針を令和5年1月に策定している。その中では尾根幹線の沿道、特に北側については公的な賃貸住宅が今ある。団地再生に当たっては、その沿道について産業、商業、業務といったものに土地利用転換できないか今後検討していきたいと考えているので、今言われた永山4-3街区についてもそういった転換ができないかUR都市機構とも話をしているというところである。

橋本委員 UR都市機構と市だけの関係ではなく、そこには50年以上お住まいの住民の方も多いため、そういう方にも本当に早く納得しながら、また心配に配慮できるように、UR都市機構だけに任せず多摩市の住宅系のところも含めてしっかりと対応していただきたいと思う。そのことについて今後どのように進めるのか再度お聞きして終わる。

内田ニュータウン再生担当課長 言われるとおりUR都市機構で団地再生の計画を平成30年に出している。永山の団地についても再生を行っていくというところで位置づけをしている。住民の方には私たちはどうなるのかという不安があると思う。そこについては、UR都市機構、多摩市共に丁寧に住民の方にご説明をして団地再生を進めていきたいと思っているので、引き続き市としても関わっていきたいと考えている。

渡辺委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会 9、多摩市耐震改修促進計画の改定案について、市側の説明を求める。

長谷川住宅担当課長   資料は協議会の 9 をご覧願う。多摩市耐震改修促進計画の改定案についてである。

まず経緯と背景をご説明させていただく。平成 19 年 3 月の東京都耐震改修促進計画策定を受け、多摩市でも建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、多摩市耐震改修促進計画を策定して普及啓発の充実を図り、また様々な取り組みによって耐震化を推進してきたところである。その間に様々な地震や大きな震災等もあり、令和 3 年 3 月、東京都は耐震改修促進計画の一部改定を行ったが、建築基準法の中の 2000 年基準以前の木造住宅の耐震性が不足しているのではないかという言及があった。さらに令和 5 年 3 月の改定では、2000 年基準以前の木造住宅の耐震化への支援が東京都として明確化されたところである。皆さんご存じのとおり首都直下地震の切迫性が今指摘されている中であるが、安全で安心できる都市の実現は急務であるところから、東京都耐震改修促進計画に基づいた耐震化の新たな目標と新耐震基準の木造住宅に係る取り組みを示すため、本計画を改定するものである。

改定の概要である。先ほど申し上げた 2000 年基準以前の木造住宅、「グレーゾーン住宅」と呼ばれるような住宅であるが、この木造住宅の耐震化の支援を始めたいというところ、また、ここで改定を行うので最新の東京都耐震改修促進計画に基づいた目標や取り組みを示させていただくところである。この新たな目標としては、住宅の部分であるが、先ほど述べた耐震性が不十分な旧耐震住宅は令和 8 年度末までにおおむね解消を目指す、さらにこの新耐震基準の中でも耐震性が不十分な木造住宅、先ほどのグレーゾーン住宅について、令和 17 年度末までにおおむねの解消を目指すところである。現在対象としては、こちらは推計であるが 1,358 戸の住宅があるのではないかと考えているところである。取り組みの方向性であるが、

先ほどのとおり、こちらの新耐震基準の木造住宅について耐震化の支援を開始することで災害時でも居住が継続できる災害に強い住環境構築の取り組みを推進するものである。

協議会9のもう一つの資料をご覧ください。改定(案)である。時間もあるので目次の部分の項目のところをお示しさせていただく。こちらはこれまでの平成20年に策定した耐震改修促進計画と大きな項目自体は変わっていない。やっている取り組みを今後も引き続き続けていくところである。ただ、目標を定めるための数値として基準となっていたのが当時の計画では平成15年度の住宅土地統計調査であったが、ここで改定をするに当たって最新の平成30年度の住宅土地統計調査の数値をもとに更新をかけているものである。計画については、第1章から第4章という形の構成になっている。新しいところについては、下の目次2に書いてある「本計画において使用する用語」というところで、先ほど申し上げたとおり、旧耐震基準、新耐震基準、2000年基準、新耐震基準の木造住宅ということで少し使い分けをさせていただいて記載しているものである。こちらについては、東京都の耐震改修促進計画の所管課の確認をいただいて本計画の改定案を作成したものである。

それでは、先ほどの資料にお戻りいただいて、今後のスケジュールである。この後12月22日～1月15日までパブリックコメントを実施し、令和6年1月末には本計画を改定させていただき、令和6年4月からこちらの新耐震基準木造住宅への耐震化の支援を開始したいと考えているところである。こちらのグリーゾーン木造住宅耐震改修については、今まで一緒に耐震化を促進してきた木造住宅耐震促進協議会からも多摩市としてやっていくべきではないかというご意見もいただいているので、多摩市としてもなるべく早く実施していく方向で進めさせていただくところである。

簡単だが、説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会10、第3回多摩市道6-10号歩線（鶴牧東公園沿い遊歩道）意見交換会の実施結果について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、協議会10番の資料をお開き願う。

本件については、街路樹よくなるプラン改定版に基づく改善モデル路線の更新に向けた取り組みを昨年度より実施している。本件の6-10号歩線については、鶴牧東公園の東側に隣接する遊歩道の一部となっており、これまで改善内容に関する市民との意見交換会を1月と5月に実施し、8月から9月にかけてパブリックコメントを実施した。このたび10月28日に、3回目の意見交換会をからきだ菖蒲館にて実施し、5名の方にお集まりいただいたところである。

3回目の意見交換会については、これまでの意見交換会やパブリックコメントでいただいた意見を踏まえて6-10号歩線の更新内容の最終案を市側から提示し、それについて意見交換を行ったものである。パブリックコメントの意見として、主なものであるが、これまでの意見交換会でいただいた意見とほぼ同じような内容であったが、例えば見通しのよい安全な通路に整備してほしい、現状の設計思想を大切にしてほしい、花が咲く樹種がよい、アダプト制度を活用できるように整備してほしいといった意見が寄せられていた。以上の意見を踏まえ、最終案をもとに今回の意見交換会を実施したものである。

市側が提示した最終案について、意見交換会では資料のようなご意見をいただいている。1ページ目の中段以降である。一部割愛はさせていただくが、通行空間については1.5メートルから2.5メートルに広がるのは良いと思う、街路樹については、樹間を少し広くして1本の木の樹形を育成してほしいといった意見であった。

市側が提示した最終案は3ページ目にある。2ページ目は現況図であり、こちらは後ほどご確認いただければと思う。3ページ目の最終案であるが、

上側の標準断面図であるが、向かって右側と中央の植樹帯を50センチメートルずつ縮小し、右側の通行帯を1メートル拡幅する。下側の平面図に記載されている植樹帯の周りの黄色い線は、土を素材とした舗装を30センチメートル程度の幅で行う。これによって雑草の繁茂を抑制できると考えている。また、状態の悪いエンジュを10本伐採し、シラカシを26本間伐する予定である。ベンチは全て公園側の植樹帯の中に3か所新設する予定であるが、併せて公園内にも2か所程度カマドベンチを新設する予定である。中央の植樹帯には、エンジュの代わりにライラックを9本植栽する予定である。また、公園内の状態の悪いエンジュも伐採する予定としており、こちらは約25本伐採する予定である。

なお、今年度既に工事を発注しているが、今年度実施する工事としては、植樹帯の縁石の布設替えと植樹帯回りの指定舗装と樹木の伐採とベンチの設置を行い、来年度以降予算をお認めいただいた後に通行部分の舗装とライラックの植え付けを実施する予定である。また、公園内の樹木伐採やベンチ設置は、公園緑地課と実施時期等の調整を行いながら、本工事と連携しながら実施を進めていきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 この前もご説明あったが、これで大体いろいろなご意見が出尽くしたところになるが、この伐採、植栽そして拡幅等で総額どのくらいかかる予定の工事なのか。

檜島道路交通課長 3,000万円弱程度かかる予定である。

橋本委員 よくなるプランのモデル道路に選ばれていると思うが、このモデルのところは何か所ぐらいあるのか。

檜島道路交通課長 9路線選定している。

橋本委員 この後にも出てきたりして舗装を要求されるような路面の傷みも激しいところと、この3,000万円ずつ9か所全部にかけるかどうかかわからないが、モデルになったところは非常にグレードが高く、穴が空いているところはいつまでも穴が空いている。この格差をどのように整理されて、市民にも説明されるのか。

檜島道路交通課長 モデル路線については、こちらの状態が悪いところもあるが、そのほ

かの路線については職員のパトロール等でやっているところである。市民の方の意見等も踏まえて現地を確認し、なるべく早急に実施するように取り組んでいきたいと思っている。

橋本委員        どこがどうこうと細かいところは今わからない。だが、本当にこの格差をつくって、街路樹よくなるプランのモデル道路を選定して、そこでこれだけパブリックコメント的に、それから住民の皆さんのご意見を反映させることと、自転車が通るときにも端に段差があったりして困るというような、そういう日常使いの道路との格差の激しさが、市民的には時には納得できない論につながっていくと思う。だから、ここまで進んできて6-10号歩線はよくできたが、ほかはグレードを落としてくれというのもなんであるが、もう少し交通道路の目的と危険を回避するという意味をぜひ道路課の皆さんは、これ良くなり過ぎと言ったら語弊があるかもしれないが、本当に3,000万円をかけるだけの価値があるのかと思わざるを得ない部分もあるので、その辺のところを今後どうするのか。このままの予定でどんどん進めていくとしたら結構大変な格差になると思うが、いかがか。

檜島道路交通課長    この選定した9路線であるが、自転車歩行者専用道路、主にこの部分だけとなってしまうが、選んだ理由として、比較的この意見が多い路線、街路樹も含めて、路面もあるが、あと暗がりや防犯面、そういった意見が非常に多いところということで路線を選定させていただいており、そういったところを優先的というか、なるべく早めに改善していこうという取り組みである。

橋本委員        もうこれで最後にするが、道路は日常車が走っていて、都道は別であるが、意見を言う人が多いところは良くなって、非常に謙虚であり言われないう地域の道路は凸凹のままなのかとも聞こえるが、先ほど道路を巡回して見て回るという形を言われていたので、本当に全体的によくなっていくという方向性を基本にして、少し待ってほしいという、木を8本植えたり、いろいろきれいになるということを否定はしないが、その辺に対してはもう少し改善というか、考慮を十分していただきたいと申し上げておく。

しらた委員        私も、ここだけが良い感じになって、今後これの維持管理をずっとしていくことが本当皆さんの意見に対して、きれいにしたところであるから、こ

れを保たなくてはいけないというほうが、苦しくなるのではないかなと思って、今後その辺のことをどのように考えていくのか、今、伐採と植栽で3,000万円、この維持管理をして年間ここにどれだけ費やすのかと、舗装と土のところと、雨が降れば土も流れてしまったりいろいろなことが考えられるとしたら、ここだけを維持管理していくのも大変だなと思うが、大体維持管理するこれからの年間予算はまだわからないのかもしれないが、道路課が要望する予算の中にはここだけ集中するわけにいかないが、やはり3,000万かけたとなると、それなりにかかるのかと思うが、その辺はどのような対応をして、さっき巡回して、まさか自分たちでやるわけにいかないの業者を頼むのであるが、木が非常に大きくならないうちに少し剪定して。低いほうが若干安いではないか。そういう計画をどこかでつくっておかないとまずいのではないかなと思うが、どうだろうか。

檜島道路交通課長 維持管理面であるが、今回の工事の中で特にグレードアップというところは特段ないが、土が出てしまったり、雑草の問題、そういった維持管理がなるべくかからないような方法として、この植樹帯の周りのところを土系の舗装をしていくようにしており、あと間伐を29本予定しているが、樹木が減れば、樹木の維持管理も減っていくし、舗装も一度すると10年～20年程度は手をつけなくても大丈夫かと思っている。特段こちらに今後予算を講じていかなければならないとは、所管では考えていないところである。今後の計画であるが、繰り返しになってしまうが、皆さんの意見をいただいた中で、この後ご説明するゼロ債工事もあるが、こういったもので対応を図っていくことを今後とも続けていこうと考えているところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会11、舗装補修工事について(令和5～6年度)、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会11番の資料をご覧ください。舗装補修工事(令和5～6年度)の見込みである。本件は債務負担行為いわゆるゼロ債工事であり、ゼロ債工事については、工事の施工時期等の平準化、公共工事の品質確保の担い手となる

市内業者の中長期的な育成といったことを目的に実施している。

今回工事をする場所であるが、まず資料の①の場所である。上側になるが、市道2-50号線舗装補修工事で、場所が和田の啓光学園南側から新堂橋付近の生活道路で、延長が約450メートルで、舗装の補修跡が多くなってきており、継ぎはぎが多くてがたつきが発生しているというところで、こちらは職員のパトロールによって選定している。

右下の②市道3-240号線であるが、こちらは連光寺2丁目地内の聖ヶ丘病院西側と北側に隣接する生活道路である。延長が約144メートルで、アスファルトの表面が剥がれて全体的に砂利状になってきている路線で、砂利で滑って危険であるという近隣の住民の方からの苦情により実施するものである。

③市道5-2号幹線である。落合1丁目地内の上之根大通りの一部で、豊ヶ丘小学校入り口交差点付近の北側である。延長が約140メートルで片側1車線のところである。現状は穴ぼこやクラックが多数発生していて多摩中央警察署から区画線の溶着が困難であるといった指摘を受けており、補修を行うものである。

④番目が市道5-22号線である。こちらは豊ヶ丘1丁目地内の乞田川沿いの下流に向かって右側の道路である。久保谷橋から上之根小橋付近の生活道路で、延長が約144メートルで、乞田川の桜の根上がりや植栽マスのブロックが倒れてしまっているところが多い路線である。こちらは職員のパトロールで選定している。

⑤市道6-78号線である。唐木田1丁目地内の榎戸公園付近の生活道路で、延長が約56メートル、小舗石と呼ばれる石を並べた舗装になっており、小舗石のがたつきや継ぎはぎの補修で景観の悪化や歩きづらいなどの苦情が地元自治会から寄せられている路線である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

佐藤都市整備部長 協議会案件ではないが、都市整備部のご報告をさせていただいた中で、1件、別のフォルダで、議員の皆様への各課情報提供というフォルダがある

うかと思う。各課情報提供のフォルダの12月分のところに、私どもに関係する尾根幹線に関する工事の説明会、オープンハウス形式ではあるが説明会が実施されるというチラシを入れさせていただいているのでご覧いただきたい。

渡辺委員長       それでは、続いて協議会12、第3次多摩市みどりと環境基本計画の素案について、市側の説明を求める。

小柳環境部長       12番から21番が環境部になる。それぞれの案件は担当課長から説明させていただくのでよろしく願います。

佐藤環境政策課長   それでは、協議会番号12番、第3次多摩市みどりと環境基本計画の素案について説明をさせていただく。資料はタブレットの素案の概要版をお開き願う。

まず初めに、12月8日より来年1月5日の間でただいま素案のパブリックコメントを行っている。本来であれば事前にご説明をするところであるが、議会の日程等で本日となった。ご了承願う。また、本日の説明は、限られた時間のため全体を網羅した概要版をご用意したので、それを使って説明する。素案本編については、後ほどお時間があるときにご覧いただければと思う。

まず今回改定する多摩市みどりと環境基本計画は、第六次多摩市総合計画の下位計画として環境分野の取り組みを牽引するとともに、重点テーマ「環境との共生」の具体化に向け、人々の行動様式、そして社会やまちのあり方を見直し、変革に向けた取り組みを大胆に強化していくものである。計画の名称については、これまでの名称を継続する形で第3次多摩市みどりと環境基本計画としていく。

それでは、概要版の内容に沿って説明させていただく。全体構成としては、第1章から第5章までの5章立てとしていく。

まず第1章は、計画の基本的事項について。この章では、計画の目的から期間、推進主体、策定後の進行管理を定めている。その中で、期間は2050年を展望しつつ、バックキャストの考え方で令和6年度から令和15年度、2033年度までの10年間で設定した。また、策定後の進行管理は、毎年度新たな形での気候市民会議を開催しながら、指標や取り組み内

容を確認しながら進捗効果を評価し、さらに5年後は目標、管理指標、取り組みについて中間見直しを行っていく。

次に、第2章は、計画の背景についてである。世界や国・東京都の動向、市の置かれている状況、加えて管理指標から見た前計画の推進状況等を示しながら、改定のポイントとしてご覧の5つの考え方を示した。また、地球温暖化から地球沸騰化の時代へ、気候変動問題から気候危機へと状況が深刻化している事実を曖昧に流してしまうのではなく、社会の動きや根拠を交えながらしっかり説明することを意識して計画（素案）に載せている。それに伴い、SDGs ウェディングケーキモデルやESD、ネイチャーポジティブなど、近年新しく生まれた用語なども、コラムを設け、わかりやすくなるよう工夫もした。

第3章は、計画の理念と目標についてである。この章では、多摩市環境基本条例第3条に基づく計画の基本理念、目指す環境像を掲げながら、長期目標、短期目標、管理指標を順に示している。特に長期目標については、今年4月に中学・高校・大学生など若者世代50名を集めて行った未来創造ワークショップや、5月から7月にかけて全5回シリーズで開催した気候市民会議でいただいてご意見を大切に市民の皆さんの思いを反映させたものとなっている。管理指標については、今回環境指標を設け、それを達成するために必要な市民・事業者活動指標、行政活動指標、いわゆる市民の努力と行政の努力によって環境をよくしていくというような建付けで設定している。

第4章は、今回策定の大きな特徴となる重点戦略と分野横断的取り組みを説明した章となる。また、その取り組みは、我慢や負担ではなく、楽しく、ステータスに、幸せに、こういった考え方を基本とするため、①全市民と協力し、継続的な関わりによるライフスタイルの変革を促すこと、②ポジティブな視点で地域課題の解決と新たな価値を創造していくことを前提に置き、5つの着眼点で35の分野横断的取り組みを設定した。また、分野横断的取り組みは、環境保全の視点のみならず第六次多摩市総合計画の実現やSDGsへの貢献を意識した内容で設定した。具体的な取り組みの概要は2ページ目に載せている。

第5章は、現行計画からの継続となる分野別の取り組みを説明した章と

なる。現行計画と同様の枠組みで設定した4分野にAからKまでの11の取り組み方針を立て、78の取り組み項目を設定している。こちらの具体的な取り組みの概要については、2ページ目に載せている。一番下に、「包含する計画」と書かれた表があるが、こちらは改定のポイントの④にあるように、今回策定する計画は5つの分野計画を包含したものとなっている。それらがどこに位置づけられるのかを示したものである。

第4章の分野横断的取り組みと第5章の分野ごとの取り組みの概要を示したものを2ページ目に載せている。このように、分野横断的取り組みを横の糸、分野別の取り組みを縦の糸とするならば、横の糸と縦の糸で効果的・効率的に取り組むことで脱炭素に向けた取り組み、気候変動対策を強力に進めていく。

今後のスケジュールとしては、12月8日～1月5日のパブリックコメントに合わせて、今週日曜日、12月17日に、素案の市民説明会を関戸公民館8階の大会議室で開催する。また、パブリックコメント後は、いただいた意見を受けて原案を作成し、1月19日に庁内の環境政策推進本部、そして2月の中旬に審議会で答申をいただき、2月末の経営会議で決定し、3月の議会の中で委員の皆様にも報告をしていきたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員

これからパブリックコメントをしていって、さらに今週の土曜日には市民説明会もあるが、今回の計画には市民や事業者が具体的にどういうことをしたらよいのかという取り組みも載っており、さらに先ほど説明あったようにコラムでも様々なことが勉強できるような内容になっていると思う。この策定後に市民や事業者にどのように広めていこうと考えておられるのか。あと先ほどのご説明にあったように、それは中学生からだったが、若者から意見を募ったということである。環境問題は子どもや若者も非常に関心が高い分野かと感じている。調布市ではこういった計画を子ども用にわかりやすく概要版のようなものを作って見せているということであるが、多摩市ではどのようにして小学校・中学校の子どもたちがわかりやすいような形で広めていくのか。特に小学生や中学生は学校の授業でもこういったことを実際に学んでおられて、私も子どもがいるので学校に見に行った

ら、多摩市もいろいろなことをしていろいろな情報を載せていると言うが、他の自治体のものを見ておられたりする。多摩市の子どもたちがこれだけこの計画でいろいろ書いたりしているので、ここからでも学んでいってほしいと思ったが、その点について伺ってもよろしいか。

佐藤環境政策課長 まず1つ目の市民・事業者への広め方というところであるが、策定後も新しいスタイルで気候市民会議というものをまずは一つ考えているところである。その中で、ある意味無関心な方にもこの気候問題について真剣に考えてもらう機会を設けて、1人でも多くの方に行動変容を起こしていただき、それが社会変革につながっていくような流れを継続的にやっていきたい。あと事業者についても、今例えば自然観察会なども行政だけが企画してやるという仕立てではなく、多摩センターではビオトープに取り組んでおられる事業者もいるし、関戸ではNPOとして生物多様性について地域の中で取り組んでいる団体もある。また大栗川で川清掃をして活躍している市民団体もあるので、そういった市民、事業者、行政が一体となっているような取り組みを進めていくというところをどんどんふやしていきたいと考えている。それから、概要版については、どこまでできるか今検討中であるが、策定はする予定である。それも、中学生が読んでもわかる、わかりやすいものをつくっていこうと今考えている。そういうものをつくりながら、多摩市みどりと環境基本計画を見ながら環境について学ぶ機会を小・中学校の中でもふやしていきたいと考えている。

岸田委員 特に市民の方に広げていくといったときに、今回提言を出していただいた気候市民会議が非常にポイントになってくるかと環境政策課長の説明を聞いていて思ったが、今この気候市民会議と市はどのようにつながっているのか。例えば先日であればエコ・フェスタ等が行われていたが、そちらについて気候市民会議の方にはどのようにお声がけをしたのかだけ確認させてほしい。

佐藤環境政策課長 気候市民会議の皆さんとの継続的なつながりであるが、気候市民会議は7月末で終わったが、その後も市で自然観察会、環境学習セミナー、それから先日のエコ・フェスタと、開催ごとにご案内を差し上げている。市のこれまでのいろいろな取り組みを見ていただきながら、計画策定で考えてい

いただいたことも併せてこれからどうしていこうか、どういう気候市民会議をつくっていこうか今模索しているところであるが、そういうご案内を通して何人かについては継続的に参加していただいて、気候市民会議だけではない市と市民の皆さんとのコミュニケーションが深まっているというか、そういう取り組みをしながら継続的にやっているところである。

渡辺委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会13、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況等について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長   では、協議会案件の13番、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況等について説明をさせていただく。タブレットの資料をご覧願う。

こちらは令和5年度秋のキャンペーンの実施結果である。実施日及び実施場所については、ご覧のとおりである。例年どおり10月末に、駅周辺と乞田川沿いで土曜日に定期キャンペーンを行った。

参加状況であるが、今回については特に多摩センター駅周辺の秋のキャンペーンが大幅に参加人数を伸ばしている。去年まではコロナ禍等でなかなか参加できなかった近隣の事業者が今年あたりから徐々にまた参加してきていただいているというところが傾向としてある。

それから、2ページ目のごみの収集を見ていただくと、これ参加人数によって上下するが、それであっても多摩センター駅周辺、乞田川沿い、聖蹟桜ヶ丘駅周辺と特にたばこの吸い殻を中心に、残念であるが継続的にポイ捨てごみが見られる状況となっている。

特に昨年秋から乞田川沿いの清掃を始めている。こちらについては、海ごみの7割が川から流れてきているような実態もあるので、地球環境の問題も含めて、まちをきれいにすることは地球もよくするという事でキャンペーンに参加された方にも啓発をしながら行っているところである。

そして、聖蹟桜ヶ丘駅周辺のキャンペーンについては、今年度から今お話しした海ごみの問題も絡めて、大栗川でもコースを1つふやして参加者と一緒に清掃しながら環境問題を考えてみようかというところで、今回は聖

蹟桜ヶ丘駅周辺というUロードだけではなく、大栗川の河川敷沿いもコースの一つに加えて実施したというところがある。

最後に、4ページ目であるが、これまでもずっと課題になっていた聖蹟桜ヶ丘駅周辺のたばこのポイ捨ての対策であるが、令和5年10月に今回特にポイ捨ての多かった路地の排水溝のところにアルミニステッカーの設置を試みた。この設置に関しては、地域の商店会の皆さんとも何度か対話を重ねた中で試行的に実施してきたものである。市としてもこれだけで十分ではないことは認識しているので、今後こういった取り組みができるのか、地元の商店会や自治会の皆さんと今話し合いをしているところで、飲食店を訪問して啓発活動をする、啓発ポスターを作成してポイ捨ての多いところの周辺の飲食店の入り口あたりの壁に掲示してもらおうといった取り組みを検討しているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

石山委員 今最後にご説明いただいた道路わきの側溝にアルミのステッカーをつけてポイ捨て防止の啓蒙活動を10月から始めているということだったと思うが、10月以降そのステッカーを貼った場所の確認をされたことはあるのか。

佐藤環境政策課長 10月以降に一度現場の確認をしている。

石山委員 私も今週貼ってある場所を幾つか見てきたが、現状としては飲食店の近くの貼ってある場所は結構きれいになってきたところがあるが、変わらず何か所かは非常に汚れているというか、ポイ捨てが非常に多い場所があるので、そこに対しての対応が今後鍵になってくるかと思う。今全部ポスター等を貼って周知をしていくということがあったと思うので、引き続きやっていただきたい。あと、このポイ捨ては、前回の委員会でもお話しさせていただいたが、夜の時間帯がほぼポイ捨ての時間帯になってしまっているかと思う。そこに対しての対応も鍵になってくるかと思うので、ぜひ対応の検討をよろしく願います。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会14、TAMAサステイナブル・アワードについて、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、協議会番号14番、TAMAサステイナブル・アワードについてご報告をさせていただきます。

こちら令和5年12月2日、土曜日の午後、多摩エコ・フェスタ、そして消費生活フォーラムとの合同開催の中で、多摩永山公民館ベルブホールで行ったものである。こちらはサステイナブルな取り組みを表彰し、それをたま広報やホームページ等で広く皆さんに啓発することで、この取り組みが一人ひとりの行動変容につながっていくことを期待して行っているものである。今回については、ご覧のような6団体の表彰式を行った。特に中学・小学校部門を今回設け、例年聖蹟桜ヶ丘のイルミネーションの取り組みなどを行っている多摩第一小学校が中学・小学校部門での表彰となった。

第2部では、一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野智子様「市民一人ひとりが実践できる環境配慮・サステイナブルな生活」と題して講演をいただき、第3部では、市長も交えて、あと、この表彰をされた代表の方にも入っていただいて、「私たちにもできる環境配慮」ということでいろいろな行動変容のきっかけづくりのお話をさせていただいたところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員 今回このTAMAサステイナブル・アワードを行ったときに、例えばほかの講演と重なってしまう部分、あるいはこれを見た後に展示のほうにもっとうまく誘導すると、より来られた方のいろいろな環境問題意識、あるいはもっといろいろ学べたり、市民団体の紹介につながって、もう少し工夫ができたのではないかと感じたが、その点、開催の仕方について市はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思う。

佐藤環境政策課長 言われるところは我々も感じており、昨年も同じような課題があったので、このエコ・フェスタ自体の組立てを、まず当初は開会して始まったときに、はじまりはこのサステイナブル・アワードからスタートしたところもあったが、それぞれの市民団体の方も短い期間での開催ということで、私たちの取り組みもぜひ披露して皆に見てもらいたいと、その辺でどうしても

時間が重なってしまう原因になってしまっているところはある。来年以降はもう少し取り組みの工夫をしたいと考えており、反省材料として次回には生かしていきたいと考えている。あともう一つ、時間切れで見られなかった方のために動画も撮影しているので、ユーチューブの放映なども行う予定でいる。

しらた委員 第3部のパネルディスカッションで住友ゴム工業株式会社の人が、まだ全然多摩市を参考にするしかない、マイクロプラスチックが全然取れていないというようなことを発表していたが、環境部として今後どのように対応していくのかということだけお聞きしたいと思う。

佐藤環境政策課長 住友ゴム工業株式会社に多摩市内でテニスコートの人工芝で実証試験を行っていただいている。こちらは国内で初めての取り組みということで今やってもらっているが、先行例がない中で試行錯誤の取り組みしていただいている。フィルターをかけて一定の効果は上げているが、確かに100%取れるかということ、まだまだ課題はあるところだと思う。ほかにも今2社ほどに参画していただいてスポーツ振興課と取り組みを進めているので、様々な角度から実証実験をして、多摩市からマイクロプラスチックを川に流さない効果的な手法が生み出されていけばよいと考えている。今はまだまだというところで、多様なご意見もあるが、それで諦めるのではなく、継続的に今後も市ができるマイクロプラスチック対策を進めていきたいと考えている。

しらた委員 結局人工芝は大体10年スパンで張り替えである。その10年間の間にはほぼ流れている、その間に早く何とかしないと海が汚れてしまう等いろいろなことを言われている中、知っていて張ることが私は非常に罪かと思っているので、一日も早く願います。

橋本委員 先ほどこの行事とエコ・フェスタのことが関連して出てきたが、今日エコ・フェスタそのもののことではないのでここでお聞きしたい。重複しているような行事があったというのは先ほども出ていて、欲張るとどれかが見られないというのがあった。原発の処理水のブースがあり、その中で市のことが出てきたのでここでお伺いするが、原発の処理水が汚染水的な形で今回ネーミングがついていた。そうしたら、こういう形でやってもらおうと次年

度からは市がエコ・フェスタの対象にできないというようなことを言われたので皆さんぜひ聞いてほしいと会場で言った。そうしたら、聞いていた人たちは驚いたような感じで、そこまでのことをするのかという感じになった。私もその会場にいたので、その辺のところでは何かあったのかを伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 できなくなるということは市から一切お話をしていないが、そのチラシを見て実は福島にお住いの方から、基本的には処理水ということになっているが、それをあえて汚染水として表現することはどうなのか。福島に住んでない人たちがこの問題を取り上げてもらうのはとてもよいことであるが、もう少し福島県人のことも考えてほしいという意見があった。それを主催者側にもお伝えをして、いろいろな考え方があってもよいと思うが、国としての今の方向性、実際に処理水として海洋放出している現状、その安全性、エビデンスなどもきちんと発表されているから、そういったことを十分把握した上で、開催のときは、ネーミングからしてもう少し検討してほしいということはお伝えした。そういう中で今回開催されたが、今後社会的な反響の大きいものについては、いろいろな方たちの思いを一応考えながら企画を運営してもらいたいということ、反省会の中でもお伝えしていこうかと思っている。

橋本委員 主催者の方は、そのことも順序立てて、風評的なことでマイナスのイメージもあると言われ、中身ではきちんと福島の方のことを取り上げていた。学者の方の説もあり、参加した人は、いや、こういうのを使ったら圧力的にエコ・フェスタに参加してはいけないのかという思いを持って帰られるような感じだった。どのような表現が一番よいかわからないが、多分お話が向こうからも来ると思うので、そこは市側も主催者の方と十分話し合いをしていただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会15、脱炭素先行地域採択結果と今後の取り組みの方向性について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 協議会 15、脱炭素先行地域採択結果と今後の取り組みの方向性について説明させていただく。協議会資料の15をお開きいただければと思う。

1ページをめくっていただいて、今回先行地域の採択に向けて取り組んできたが、今回11月7日で結果が出て、多摩市の提案に関しては不採択という状況になったことのご報告である。今回4回までで74の地域が採択された。今回は54の提案のうち12件が採択され、採択率は22%というような状況である。右側は全国で提案が採択された自治体の記載がある。東京都も含めて10都県がまだ空白地帯であるというような状況である。

次のページをご覧ください。第4回多摩市脱炭素先行地域申請の概要である。こちらは前回簡単に説明させていただいたので、こちらに記載の内容のとおりである。多摩センター、多摩尾根幹線のエリアを選定して22の企業と一緒に提案をさせていただいた。電力需要の非常に大きい部分をエリア設定し、民生部門は多摩市内の84%の脱炭素化をもくろむという計画を立てた。これにより新たな価値観をまちに付加することで、産業振興・魅力度向上を図ってまちの再生等に取り組んでいきたいという内容の申請であった。

その申請を受けて審査委員会が各提案に対してのコメントを出していただいております。多摩市の評価点、課題点は下のところである。まず評価点に関しては、CO<sub>2</sub>排出量の多い業種に焦点を絞って脱炭素化を市内への企業誘致のキーコンセプトに据えた点、民間事業者との合意形成の状況に関しては評価するということであった。一方で課題点として、住む街、住宅の部分の脱炭素化に向けた方策の検討の提示がなかった、事業者の電力調達手段の明示がない、地域連携の具体化がないということが課題点として挙げられたところである。

こちらの中で、評価点に関しては企業の皆様のご協力をいただきながらやってきたということで評価いただいたが、課題点のところ大きく3つ出ている。住む街ということに関しては、実は多摩市でもその街ということの提案に関しては当初入れていたところがあったが、まずコンセプトを絞るということから、こちらのエリアの中にはマンションが3マンシ

ョンしかない中で、事業所の電力に大きく偏っているというような状況からそちらをメインとした提案とさせていただいたところ、こちらに関して環境省とも調整しながら進めてきたが、評価委員、学者の先生からすると、多摩市にはやはり住宅地多摩ニュータウンがあるので、その課題をどうしても取り上げてもらいたいという課題を持っていただいたところである。

2点目、電力調達に関しては、前回3回目の申請の時点で多摩市はつくるよりも使う電力のほうも多いという形で、電力会社から買うという提案を第3回にしたところ、そこは買うだけではなくもっとつくるという発想が欲しいという提案をいただいて、4回目の申請では全体の74%に関しては多摩市と事業者がエネルギーをつくるような形で、購入に関しては25%程度まで抑え込むという形で前回の課題に対して解決できたということで提案したが、電力調達に関して、事業者でやるものについても、もっとどこにどれぐらいのものをいつまでにやるのかを明示しなければプラス評点は受けられないという形の指摘を受けたところである。

最後、地域間連携に関しては、先ほど言ったとおり多摩市は使うほうが多く、他地域との連携を考えなくてはいけないということで地域間連携を検討してきた。こちらの具体的な評価のところでは、この地域間連携の多摩市の考え方に関しては評価すると実は書いていた。ただ、その考え方からどのようにその地域に具体的に地域裨益、相手方にどういう利益をもたらすのかという具体的な提案がないので高い評価はできないという形で課題点をもらったところである。

次のページをご覧くださいいただければと思う。今後の対応である。今まで多摩市は脱炭素社会実現に向けてまず温室効果ガスの排出の多いエリアを先行地域として先行的に脱炭素化を進めていく、その後に重点対策加速化事業等で市民や事業者、市内全体が使える補助事業などを通して2050年脱炭素化の実現を検討していきたいという形で考えていた。今回第4回の申請の中で指摘された一番大きな課題点として評価委員からは、多摩市に関しては住宅地で、住宅の部分をどう脱炭素化するのかという提案をぜひしてほしいという話があったが、先行地域は5年間という縛りがあり、5年間で今の住宅の人たちに納得していただいて建て替えや大規模改修等を実

際に進めていくという現実的には不可能な内容の要望をいただいたと考えているところである。そのため、次回5回目の申請に関しては、抜本的な形でこの制度の改正があるか、もしくは住宅の中で今後すぐにそういう工事をやりたいというような住宅があらわれるまでは、この申請に関しては一回止めさせていただきたいと考えている。今後は市全体で脱炭素を目指していくことを重点的に考えるということで、重点対策加速化事業へ取り組みを切り替えていきたいと考えているところである。重点対策加速化事業は、補助率や上限金額などに関しては先行地域より劣るが多摩市全体への対応が可能であること、大企業に関しても自社目標としてもう既に脱炭素の目標をつくっているところが多くあること、重点対策加速化事業で市民、事業者の取り組みを加速することで2030年のカーボンハーフ、2050年の脱炭素化社会を何とか実現できるのではないかとという形で進めていきたいと考えているところである。

次のページをご覧ください。2030年のカーボンハーフに向けて今の状況はどうなのかを簡単に書かせていただいたところである。2013年度比で50%削減、39万5千トンのCO<sub>2</sub>を減らさなくてはいけない状況である。2020年までに2.1%の削減実績が出ていること、さらに先ほど言ったが大企業を中心に2030年までにもう既にカーボンゼロを自社目標として掲げているところの数値を合計すると、多摩市の排出量の32.1%がもう既に自社目標として削減を見込まれるということである。また、政府の計画に基づいた電力排出係数、電力を1キロワット使うと幾らぐらいCO<sub>2</sub>を出すのかというところの削減数値が出ており、2013年度比では16.2%という形に見込みが立つということで、こちらだけを合わせても50%以上の削減が2030年までに達成可能ではないかと考えているところである。さらに、先ほど言った重点対策加速化事業や中小の企業、市民の省エネ・創エネを加速することで2030年にはカーボンハーフ以上のCO<sub>2</sub>削減を実現し、2050年の脱炭素社会の実現を目指していきたいと考えているところである。

最後のページに関しては参考で、重点対策加速化事業というのはどういうものなのかを記載させていただいている。こちらは補助事業がメインと

いう形になる。例えば太陽光であると、今多摩市では1キロワット当たり3万円の補助を出しているが、国の補助で7万円が出てくるような形で、市民の人たちが脱炭素に向けた取り組みをするときに大きく応援することができるものではないかと考えているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 1点。地域間連携の具体化ということで、地域の一つは富士見町とわかったが、あと一つがどこなのかわかれば教えていただきたいのと、どのようなことをしたのか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 一応富士見町と、あともう1市実はお話をして協議のお願いを了解していただいた市町村がある。その市町村の名前を記載させていただいたが、今回落ちてしまい、相手方との調整もできていないので、そこに関しては名前を控えさせていただければと思う。

内容に関しては、今まで再生可能エネルギーの太陽光パネルのメガソーラー等を両自治体とも民間の事業者が大きくつけているところであるが、地域の人たちからすると、自分たちの土地につけて都市部に電力を送っているだけで何の利益もない、そのような声が地域の人たちから出てきているという両自治体の意見があった。そのところで、エネルギーをつくるポテンシャルがあるところと使うところがお互いに協力して、その地域を両方とも発展させるために地域間連携としてお互いの地域のプラスになる項目をお互いに検討していこう、それに関しては相手方の地域が何を望むのかをしっかりと確認した上で多摩市は何ができるのかを協議して進めていこうということを考え方として出したが、その考え方は非常に良いという形で評価いただいた。その地域間で何を求めているのかまでは時間がなくて深く突っ込めなかったところがあり、その部分が課題という形で挙げられたということである。

岸田委員 先ほどのところでもう少し伺いたいと思ったが、先日、生活環境常任委員会で飯田市に伺ったときに、地域環境権条例をその市は持っていて、やはり同じところが課題、送るだけにならないようにしていくと。ただ、東京に住んでいるとどうしても消費をする側だけに立ってしまうという中では、今後環境部として、この先行地域には落ちてしまったが、別途エネルギーを

取るときにはそういった考えも入れながらエネルギーを選定していくと考えてよろしいか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今回先行地域の話でも当然必要だったが、先行地域がなくなったとしても多摩市の電力需要の形は変わらないので、つくる電力よりも使う電力が大きい市町村という形になる。その部分に関しては、どこからか電力をいただかなければいけないという形になるので、それに対しては今後も地域裨益、相手方にも利益があるものを検討していきたいという形で、こちらは先行地域に関係なく調整を進めていきたいと考えているところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会16、多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、資料は協議会16のデータをお開きいただければと思う。

多摩中央公園改修整備・運営事業の進捗についてご報告をさせていただきます。

初めに、1のこれまでの工事の進捗である。令和5年6月19日に譲渡契約を締結し、20日に工事着手した。10月11日には、図書館前ブックパークエリアや大池テラス等の第1期工事が完了し、21日にこの部分の供用を開始している。

2の部分開園エリアである。パルテノン大通りから公園を通り抜け、図書館の脇を通ってレンガ坂への通行が可能となった。樹木の更新も行い、図書館からの眺望や大池を生かした居心地のよい空間が創出できた。写真は、上が着工前のもの、下が完成後のものになる。

次のページに進んでいただいて、こちらも写真が出ているが、これは新しく設置されたものの写真になる。様々なくつろぎ方ができるよう、大池を望む読書カウンター、通路空間ににぎわいを醸成する寄り道ベンチ、読み聞かせに活用できる円形ベンチなどを設置したところである。

3の今後の工事スケジュール予定である。令和6年春頃に子育て連携ス

ペース部分の開園、夏頃にきらめきの広場部分の開園、令和7年4月1日の全面開園というスケジュールとなっている。

なお、米印で記載させていただいているが、一部エリアで再設計対応等により工事進捗に遅れが生じているが、令和7年4月の全面開園に向けて事業を推進していく。

雑駁であるが、報告は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

私から。2の部分開園エリアの写真が着工前と完成後であるが、写真を見ると、天気のせいだと思うが完成後は水が非常にきれいに写っている。前にも少し取り上げたことがあるが、この改修をする際に大池の水を入れ替えてきれいにすることは今回全然考えていないのか。

長谷川公園緑地課長 大池のしゅんせつについては改修内容として予定しているが、いわゆるかいぼりのように全部汚泥を抜き取ってというよりは、一部残したまま水質の改善ができるような手法を提案いただいている。いずれにせよ、水質改善に向けた工事対応は行っていく予定である。

渡辺委員長 そうすると、今少しグリーンがかったあまりきれいな色でない状態の水が、少しは見た目もきれいになるのか。それと、あそこで消防団の出初め式の放水をやるが、あそこから引っ張ってくるのでおいが非常にきつかったりする。その辺も改善されるのか。2つ伺う。

長谷川公園緑地課長 両方とも改善されるということで伺っているので、その辺は我々も工事の進捗等しっかりチェックしていきたいと思っている。

しらた委員 令和7年4月の全面開園に向けてとあるが、もしかしたら遅れる場合もあるということか。

長谷川公園緑地課長 今米印で記載させていただいているとおり、若干進捗に遅れが出ている状況であるが、今日時点で伺っている中では、全面開園に向けてのスケジュールははずさずに何とかやっていきたいと伺っているので、まずはそこを目指していきたいと思っている。また状況に変化が生じたら、逐一議会の皆さんには報告をさせていただければと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会17、多摩市立グリーンライブセンターの運営及び改修について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、資料は協議会17のデータをお開きいただければと思う。

多摩中央公園改修整備事業に合わせて実施するグリーンライブセンターの今後の運営と改修予定等についてご報告させていただく。

1のこれまでの主な経過である。令和5年2月には設計内容をまとめて説明会を開催した。その後改修工事開始に向けて一旦閉館したものの、中央公園事業全体の契約締結が遅れたことで再び開館し、今月から改めて一時閉館を行っているところである。

2の1月からの仮移転場所での運営である。年明け令和6年1月16日より、仮移転場所であるパルテノン多摩5階クリエイティブ・キャンパス企画室において、花とみどりの相談対応等を含む来館者対応を再開する予定である。開館日時は記載のとおりであり、各種公共施設も活用させていただきながら講座事業なども継続して実施していく。

3のグリーンライブセンターの改修工事及び運営体制についてである。現在改修内容及び改修後の組織運営のあり方・手法を取りまとめ中である。それらを整理した上で改修工事の議案を上程させていただき予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 グリーンライブセンターの役割として平仮名の「みどり」についての相談も受け付けているということで、「花とみどり」と「みどり」が平仮名になっているのはそういうところから来ているかと思うが、一般的に「はなとみどり」と聞いてしまうと多分思い浮かぶのは漢字の「花」と漢字の「緑」だと思う。相談内容が逆にぐっと狭まってしまうような印象を受けるが、あえて「花とみどり」にしている理由について伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 印象の部分なので認識の違いもひょっとしたらあるのかもしれないが、「はな」「みどり」と両方平仮名とすることでいわゆる植物だけに限定せず、生き物とかそういった部分も含めた環境全般に通ずるものというところの対応も含めて、平仮名で表記させていただいてきた経過がある。その辺も、今後またリニューアルする中で、わかりにくいところがあれば随時変え

ていきたいと思っている。

岸田委員 表記されているところではどういったことが相談できるのか取り方は限定されないように、せつかく「みどり」と平仮名にしているのは先ほど課長の答弁があったようなことだと思うが、「花」をつけることによって印象が狭まってしまうかと思ったので、その点については考えていっていただきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 実際花に対する相談も結構あり、花も重要な要素にはなっているところであるが、ご指摘いただいたように限定させる印象を与えないような周知の仕方等はもう少し検討してみたいと思う。

しらた委員 改修内容及び改修後の組織運営のあり方・手法を取りまとめ中とある。まず今やっている最中の改修内容はいつからどのように決めたのかを伺いたい。

長谷川公園緑地課長 改修内容については、中央公園改修事業と一体で工事をすることで、事業者から改修内容の提案も受け、実施設計までは一旦終わっていたところであるが、こちら内容を作成するに当たっては、これまでの多摩市、グリーンボランティア連絡会、恵泉女学園大学の三者連携での運営を継続するという前提でつくった部分が大きな要素となっていた。しかしながら、ご案内のとおり恵泉女学園大学が将来的には撤退することになった中で、三者連携も大きく見直していかなければいけないところがある。したがって、運営内容をそのように見直していくのはもちろんのこと、それを前提とした改修内容も一旦見直させていただいており、今双方とも鋭意見直し中である。決まり次第、議会に契約議案として上げさせていただければと思っている。

しらた委員 そうすると、工事はいつ頃から始まる予定なのか。

長谷川公園緑地課長 工事については、閉鎖等のこともあるため、なるべく利用者の皆さんに不便をかけないように、中央公園の工事竣工期間内に終わるようにもともと予定していた。現在、次の議会に何とか議案を上げさせていただいて、4月以降工事に入れるような形で検討を急いでいるところである。

しらた委員 この予算はどのようになるのか。4月以降からやるということで工事内容がまだ決まってない。4月からするには3月の令和6年度予算に入れな

いことには進められないのではないかと思うが、その辺はどうなのか。

長谷川公園緑地課長 工事費用については既に債務負担行為を設定させていただいているが、改修内容を見直す、あるいは状況として物価高騰の要因もあるので、場合によっては予算がどうなるかわからないところはあるが、基本的には現行で取っている予算の範囲内で行えるような形の変更で内容を考えることを原則にして前へ進めている。

しらた委員 パルテノン多摩5階クリエイティブ・キャンパスに移るということであるが、これは家賃等が発生するのか。

長谷川公園緑地課長 家賃は発生していない。

橋本委員 グリーンライブセンターの電話のことであるが、この間も見たら「引越準備のため電話がつながりにくくなる」と書いてあるが、公的なところであるからこれで終わるといふわけにはなかなかいかないと思う。だから、電話が来たら留守電にして、ただいまこういうことであるから後から連絡する等にしないと、1本しかない普通の電話であるのでサービス不足になってしまうと思う。その辺は少し工夫していただいて、この期間でも何か相談したいと言って電話をかけてきた人を大事にしてみたらどうかと思う。その辺の対策は何かしているのか。

長谷川公園緑地課長 対応体制を含めて現状はそういう状況に陥ってしまう可能性もあることから記載させていただいているが、ご質問のとおりご不便をおかけしないような体制づくりを再度見直ししながら、なるべく改善できるよう検討していければと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会18、パークマネジメント計画・公園施設長寿命化計画(素案)の概要について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会18の資料をお開きいただければと思う。本件は前回9月議会の本委員会でも骨子案の報告をさせていただいたが、今回は素案の内容ということで報告をさせていただく。資料は前回と重複した内容もあるので、大変恐縮であるが、かいつまんでの説明とさせていただく。

初めにパークマネジメント計画から説明をする。早速であるが、資料は少し飛んで、8ページ目、25分の8のページ、「パークマネジメント計画の構成内容」という表題のページからご覧いただければと思う。こちらは計画の構成内容となっている。豊かなみどりの価値を高める、多様な使い方ができる公園づくり、「やりたい！」ができる仕組みづくりという3つの基本方針のもとに、5つの施策の方向性を設けて各施策を定めている。これらにより、人がつどい・地域とつながり・ともにつくる魅力ある公園づくりを行っていく。

ページは、次のページに進んでいただいて、ここからは各施策の方向性の内容となる。初めに、みどりの適正な維持管理についてである。課題として市内の公園や緑地の樹木の大木化・老木化が進んでおり、倒木のリスクや越境、ナラ枯れの拡散防止などがある。そのため施策内容としては、樹木の大きさや場所に合わせた剪定方法・配置等を定め、効率的な管理を行うとともに、間伐や植え替え、萌芽更新の方法も定めて、みどりの若返りを図っている。また、図にあるとおり、隣接する住宅などへの影響を考慮した樹木管理を行っていく。

次のページに進んでいただいて、公園のストック効果向上である。課題としては、公園の誘致距離や1人当たりの公園面積から考えると、現状本市の公園の数は充実している状況である。しかしながら、少子高齢化や社会情勢等の変化による利用者のニーズに対応し公園の価値をどう高めていくかということがある。そのため施策内容としては、ニーズに合わせた公園づくりを行うことで様々な役割の公園をつくり、市民が活用しやすい空間を創成する。

まず公園の適正配置である。新規公園については、市内に公園の少ない箇所はほぼないことから、開発による提供公園や土地の寄附・購入などの新規案件に対して取得するか、活用方法や財源等を含めて方向性を検討し、計画的な公園配置を行う。借地公園については、今後返還や公有化など地権者と調整しながら進めていく。

次のページに進んでいただいて、公園の機能に合わせた施設配置である。今後ニーズに合わせた公園づくりを行うために、現状を把握した上で機能

再編を行っていく。これにより市民の皆さんが活用しやすい公園や様々な役割の公園を創出して、公園利活用の幅が広がっていただければと考えている。機能再編については、現状の公園の各役割について明確化し、特徴などを分析し、対象の区域を選定して、それを踏まえ施設再編・集約を行っていただければと思っている。地域ワークショップ等で意見交換・集約を行いながら進めていく。

次のページに進んでいただいて、インクルーシブな遊び場の整備である。誰もが平等に遊べる公園を目指して、ハード整備だけでなくソフト対策に向けた検討も行う。具体的には、下の図のとおり駐車場やトイレの有無、園路等のアクセスのよさなどの要件を満たす大谷戸公園、多摩中央公園の整備をまずは行っていく。

次のページに進んでいただいて、トイレの機能向上である。現在全部で96か所ある公園トイレについて、利用頻度や健全度を考慮の上3分の2程度に集約し、洋式化や改修により機能改善を図り、利便性、快適性の向上を行っていく。集約するトイレの選択基準としては、利用状況や誘致距離等、記載のとおりである。また、本件については、既にワークショップ等で市民意見の聞き取りを行っているほか、今後も説明会等を開催し、意見聴取をしながら行っていく予定である。

次のページに進んでいただいて、利用者ニーズを踏まえた公園リニューアルである。具体的な進め方として図のとおり3つあり、1つ目は公園機能の再編で、主に街区公園を対象として公園が集まっている地域を対象に、その中の1～2公園の既存の施設を別の新しい機能に変え、地域に様々な役割のある公園をつくっていく。2つ目が公園リニューアルで、近隣公園以上を対象に公園全体の改修を行い、既存の復元ではなく新しい施設や役割を付与して、新たな機能や役割を持つ公園をつくる。3つ目が公園施設長寿命化計画によるもので、公園の既存の施設は役割を変えずに、施設の効率的な補修や更新を行うことを目的とする。なお、地域の意見を聞き取る中で公園機能の再編やリニューアルへ変更する可能性もあるかと思っている。

次のページに進んでいただいて、公園の利活用の促進である。施策内容としては、公園利用のニーズに合わせた制度の見直しを行い、幅広いニーズに

対応することで市民サービスの向上や公園の利用価値向上を目指す。真ん中の図にあるとおり、公園ルールの緩和や独自ルールの策定等ができるような仕組みづくりを行っていきたいと思っている。また、一番下に記載のとおり、民間活力導入の検討も行っていく。

次のページに進んでいただいて、持続可能な公園管理運営である。施策内容としては、公園管理事業者やボランティアと連携し、快適で利用しやすい公園づくりを継続して行っていける仕組みを検討する。具体的には2つあり、1つ目が新たな管理体制の構築で、指定管理者制度の導入など、民間のノウハウや活力を生かして管理運営面での魅力向上を図っている。2つ目が持続可能な市民協働と新たな関わりで、四角枠で囲んだ記載のとおり、現況のボランティアの役割の見直しを行いながら支援体制の見直しや団体間のコミュニティの場の形成などの方法を検討していく。

続いて、今度は公園長寿命化計画改定の説明に移らせていただく。こちらでも資料が大変長くなっているので、主要部分をかいつまんでの説明とさせていただきます。ページは18ページ目になり、左上に青枠で「公園施設長寿命化計画改定」という表題のページに進んでいただければと思う。

左上から、まず計画の位置づけであるが、総合計画、みどりと環境基本計画及び先ほどのパークマネジメント計画の核に位置づけ、併せて公共施設等総合管理計画の個別施設計画の一つとして、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減・平準化を目指して計画的に施設を更新することを目的としているものである。

次に、その下の改定のポイントである。少子高齢化による地域のニーズ変化等に伴い公園利用状況も変化していることから、公園数が非常に多いという多摩市独自の課題への対応を踏まえ、公園施設の有効活用や配置の適正化等を反映しているのが前計画からの大きな改定ポイントとなっている。

次に、計画期間は、令和15年度までの10年間とし、対策費用については、国の指針に従って30年間とする。

右上に行っていただいて、4の対象公園は208か所全ての都市公園となる。

5の対象施設は表のとおりとなり、前計画からの増減があるものは新設

された宮之下公園、せいせき公園、それから国の指針により施設を細分化したことによるものとなる。

次のページに進んでいただいて、6の施設経過年数は供用開始されてから30年以上経過した施設が多く、約8割を占めているような状況である。

7の健全度調査対象施設である。対象は、前計画において計画的な補修更新を行うことで未然に劣化や損傷を防いでいく予防保全型に分類している施設を対象としている。

8の健全度・緊急度の判定結果であるが、(1)の健全度判定結果は、結果良好のAとほぼ良好のBを合わせて全体の93%となっている。早急に対応が必要なDは0.1%となっている。

右上に進んでいただき、(2)の緊急度判定結果は、緊急度が低い、が約93%を占めているような状況である。

9の維持管理手法であるが、安全の確保を最優先とする遊具や定期的な修繕・補修を行う前提である建築物・工作物は、国の指針に基づき、未然に劣化や損傷を防いでいく予防保全型とする。ただし、ライフサイクルコストの算出結果を考慮して判断していく。

次のページに進んでいただいて、10の使用見込み期間である。公園施設ごとのライフサイクルコストを算出するため、実際に使用が可能と想定される期間を設定する。

次の11の使用見込み施設数の円グラフのとおり、ほとんど30年以上の期間が見込まれており、この期間を加味しながら長寿命化対策を行っていく。

次に、12の対策費用の設定であるが、補修履歴や更新履歴から費用を算出し、こうした実績値が不明であるものは前計画で設定された単価を現在の価格価値に換算するなどして算出していく。

13の利用促進に向けた施設更新についてであるが、長寿命化計画は国の指針では老朽化した施設の更新は同施設への更新として定義づけられているものの、社会情勢の変化や利用者ニーズの変化に伴い求められる公園の姿が変化していくため、地域ごとに機能が重複している施設がある場合には配置替えや撤去を行い、公園の利用促進に向けた施設更新のあり方を

検討していく。

次のページに進んでいただいて、14の優先順位の設定である。損傷や劣化が大きいもの、また使用見込み期間が超過している施設から優先し、予算の平準化を図りながら設定していく。

それから、少し飛んで次のページに進んでいただいて、15-3の橋梁の実態と対策方針である。橋梁は半数以上がおおむね健全な状況であるが、一部全体的に劣化が進行し使用を停止しているものもある。具体的には原峰公園の木橋となるが、下に掲載の写真のとおり状況となっている。

また、少し飛んで次のページに進んでいただいて15-5である。橋梁の当面10年間の計画は、先のグラフのとおり費用の平準化が図れるよう進めていく。

ただし、15-6のとおり、原峰公園木橋と豊ヶ丘北公園の跨線橋については、点検費用補修費用が膨大な額となるので維持管理のリスクも大きいことから、利用実態等を踏まえ集約や撤去も含めたあり方を検討していくこととする。

最後に、25ページ目、最後のページになるが、今後のスケジュールである。一番下に議会の欄があるが、本日素案の概要を進捗報告させていただいた。今後1月中に庁内各会議及びみどりと環境審議会に諮りながら素案を決定し、その後パブリックコメント、市民説明会を経て、2月末から3月初旬にかけて策定を行いたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員

パークマネジメント計画について質問をしたいが、樹木のこと書かれていたと思う。課題として、大きくなっていたり老木化が進んでいたりというのは確かに課題だと思うが、一方で、環境基本計画の中でネイチャーポジティブあるいは気候非常事態宣言で生き物のすみかとなる水とみどりを保全していく、また多摩市民の中にも、たくさんみどりがあるから引っ越してきた、みどりを好きだという方が多数いる中では、切つていけないといけない木の他に、残しておくのはどういう木なのかといった視点が必要だと私は感じている。多分それが市民の方と共有されていないので、この木は切つてほしくない、この木は切つてほしいというたくさんの意見が出てきて相

対する意見がなかなかまとまらない状況があるかと思うが、その点についてこのみどりの維持管理基準は2つ、1と1-2で表していただいたが、それ以外にも何か立てられるのか。

長谷川公園緑地課長 まさに今、委員がご指摘のそういった課題があったので、我々も一つ大きく市民に説明ができ、しかも市民の皆さんが納得できるようにこの計画を策定させていただいて、ここは概要だけ載せさせていただいているが、ご指摘のとおり切ったほうがよい木、あるいは切らないほうがよい木、樹種ごとにそういったことを示させていただくとともに、例えば樹高の高さをどれぐらいにするといったところまで計画の本編では定めさせていただきたいと思っている。目的としては、あくまでこの豊かな緑の健全化を図っていく、若返りを図っていくというところが一番目になるので、そのこともしっかりと説明しながら市民の皆さんに理解をいただいて進めさせていただきたく、今回こういう大きな計画にさせていただいているところである。

岸田委員 健全化をして市民の安全を守っていく。一方で、これだけ気候危機が叫ばれていく中、多摩市としてみどりの維持や生物多様性の確保ができていく現場としては公園あるいは緑地が一番大きなところだと思うので、その視点も入れていっていただきたいというお願いである。その確認を一つしたいのと、あと多様な使い方もできる公園をつくるというのは非常に大事な視点だと私も思っていて、ただ公園がたくさんあるだけではなく、小さい子が遊べる公園、あるいはもう少し大きい子が遊べる公園、逆に自然を楽しみたい方が行ける公園等があったほうが、公園の数があるから市民の満足度が高いというわけではなく、ニーズに合ったところがあるというのが重要という中では、財源的な限りもある中で公園の使い方を決めていって、それに合わせた施設改修をしていくのが非常に重要だと思う。今回のマネジメント計画の中にもインクルーシブ公園が書かれており、その中でももちろんソフトの面で人がいるということもあったが、駐車場の面で市内全域を見たときに、こういうところから始めようというのが2つ挙げられたと思うが、実際この計画を見ていると機能再編となっていて、地域の中で3~4か所ある中で機能を分けていこうというだけではなく全市的な見方で見ないとこのようなインクルーシブ公園の選定もできなかつたろうし、ま

た、以前にはなかった健幸まちづくりをしている中では、そういった人々が健康を維持増進していくような公園も必要だと考えたときには地域だけではなく全市も見ないといけないと思うが、こういった機能再編はどのように行われるのかお伺いしたいと思う。

長谷川公園緑地課長 まず1点目の樹木の更新等をやっている中で、あくまで環境に資する形での対応をといるところであるが、一般的に老木化した樹木より若返っている状態の樹木のほうがCO<sub>2</sub>吸収量も多いと言われている。また、樹木が成長し大木化、老木化が進む中で、いわゆる「実生木」と言って種が飛んでそのまま地面に落ちて自然に生えてしまう状況が多く、いわゆる密林化が起きているような状況である。そうしたものの密度をきちんと適正化していくことで下の土壌の状況もよくするとも言われているので、繰り返すことになるが、あくまで環境をよくするために樹木の必要な剪定を行っていくことを十分に説明させていただいて、市民の皆さんにご納得いただくような形で進めていければと思っている。

2点目の機能再編の進め方であるが、現状考えているところでは、まずは近くに同じような機能がある公園が幾つも点在しているところがあることを出発点としていた。使われているのはもちろん地域の方が多いので、地域を中心に意見交換しながら機能再編のあり方を探っていければと考えているが、確かにご指摘のとおり全体として俯瞰しながら考えていく必要もあるので、そこはやり方を検討して、全体的な視点も入れながら機能再編を行っていくというやり方を今後は考えていければと思う。

岸田委員 これで最後の質問にしたいと思うが、持続可能な公園管理運営というところで、今公園を市だけで全て管理していくのはなかなか無理があるというのが見えてきているので、様々な愛護会やアダプト、また委託された業者が入って公園の管理をしていっていると思うが、誰がどのようなことをしていくのか交通整理をしていかないと、皆が同じことをしていく、市もお金をかけて同じことをしていくということではだめだと思うので、その点はしていただきたいと非常に思っている。この間の一般質問の中で、その業者と仕様書を出せない形で契約しているということだったが、もちろんその業者のやり方や企業が守っていかなければいけないものもあると思うが、

仕様書はそういった約束をしなければ別に一般的に見せてもよいものだと思う。交通整理をしていくにもそういったものが見せられないとなかなかできないと思うのでそれが一つと、ぜひ交通整理をしていていただきたいと思うので、その点について伺いたい。

長谷川公園緑地課長 まさにご指摘のとおり交通整理をしてきちんとその役割分担をするというところが重要で、それは業者との契約の中ではもちろんのことであるが、市民の方が参画いただくボランティアの中でもきちんとその役割を共有し、それをもとに業者とも役割分担しながらというのが一番だと思っている。現状は同じボランティアをされている中でも、活動内容にそれぞれの団体の状況によって差が出てきてしまうというのも、一つ事実としてはある。これに一定の基準を求めるのがなかなか難しく、全体的にうまく交通整理をするのが現実的にはなかなか難しい。我々が検討した中では、そういう事実もある。しかしながら、共同してやっていくには一定の役割分担が必要であるし、かといって、それができない、そうならないものは排除するのではなく、皆さんがやれる範囲は公園それぞれの状況で変わってもよいと思っているので、それぞれの皆さんがやれる範囲を見極めながらうまくやる、それが公園別々になっても交通整理をしていくというやり方もあるかと思っている。いずれにせよ、状況を見て、行政の役割としてそういった交通整理的なところが必要かと思っているので、そこはやっていきたいと思う。

岸田委員 多分均一にしてしまうと、できるところが抜けていってしまう、逆にもっとできるのにというところもあるかもしれないので、公園一つ一つを見ていていただきたいと思う。私も実際、子どもを遊ばせるのに何週間かに一回下草を刈っている人を見ているし、藤をきれいに見るために剪定をしている方に会ったこともある。多分各公園でそうやって少しずつ何かをしてきているから維持できているところもあり、そこと委託が重なってしまってももったいないし、そういう市民ができるところ以外のことで委託の方には力を発揮していただきたいと思う。多分公園の改修の際にはいろいろな地域の方のお声を聞いていると思うので、施設についてもそうであるが、どのような使い方をしているのか、今後公園のトイレについて聞いて

いくようなことが計画に書いてあったので、そういった部分を聞いて整理をしていていただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会19、かわまち芝生広場設置に伴う一ノ宮公園の区域変更について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、資料は協議会19のデータをお開きいただければと思う。

かわまちの取り組みについては、総務常任委員会でこれまでご報告をさせてきていただいているが、芝生広場設置に伴い一ノ宮公園の区域が変更となるので、本委員会でも報告させていただくものである。

それでは、2ページ目に進んでいただいて、こちらはこれまでの経緯と今後の予定とになっている。こちらは、これまでも総務常任委員会を中心に報告させていただいてきているので、説明は割愛させていただく。

3ページ目に進んでいただいて、芝生広場の利用開始と今後の方向性である。今年の10月から芝生広場とキッチンカー駐車場が広場として供用開始され、市との協定に基づき、営利行為等も含めて法人による活用が図られている。現在の芝生広場は、芝生を傷める行為を禁止しているが、それらの行為はこれまでの社会実験等の結果やかわまちづくり協議会での検討を踏まえ、営利行為としてのニーズが見込めると判断したことから、隣接する一ノ宮公園の一部のエリアを広場に編入し、広場の活動のさらなる拡大を図っていく。それぞれのエリアについては、下の画像のとおりである。

12月に一ノ宮公園の測量を行い、かわまち協議会での協議を踏まえて2月頃に告示をしていければと考えている。

次のページに進んでいただいて、こちらは大まかなゾーニングと活用内容のイメージとなっている。エリアを区切って、それぞれできるところを整理してやっていければと思っている。

雑駁であるが、説明は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岸田委員 このエリアを分けて使い方が変わるということだったが、先日の補正予

算のところ、これの案内板について出ていたと思うが、特にたき火や花火、バーベキュー等、安全に関わるものはエリアがきっちりわからないとなかなかエリアを決めていってもというところがあると思うが、そういった案内板を立てる際に、こういったエリア分けを来られた市民の方にどのようにわかりやすく提示されているのか伺いたいと思う。

大島行政管理課長 かわまちづくりのことであるので、行政管理課からお答えさせていただく。今ご質疑いただいたのは、このエリアを分けても目に見える形がないと市民の方が、これはどこの場所なのか、これができる場所なのかというのがなかなかわからないのではないかというご質問かと思う。先日補正予算のところでも少しそのようなお話をさせていただいたが、まだ国土交通省京浜河川事務所と調整中であるが、くいを打ったりして、この範囲は何ができる場所だというイメージができるような形を考えている。ただ、河川敷であるので、工作物の設置には申請・許可が必要になってくるので、今調整中である。そういった形でお示ししながら、それを案内板等で表示できればと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会20、多摩清掃工場 新焼却施設の稼働時期について、市側の説明を求める。

星野資源循環推進課長 それでは、協議会資料20番をお開き願う。

多摩清掃工場新焼却施設の稼働時期についてご報告を申し上げる。

多摩ニュータウン環境組合では、令和4年11月1日に多摩清掃工場施設老朽化対策の基本方針を定めた。方針では、焼却施設の建設時期は令和15年度から18年度とし、新焼却施設の具体的な稼働時期は令和6年3月までに決定するとしていた。この間組合等構成市で構成される兼任職員会議や、その下部組織である専門委員会で議論・検討を行ってきた。新焼却施設については、令和18年度までに建設し、令和19年度当初から本稼働とすることについて、令和5年10月25日に開催した正副管理者会議で決定され、11月4日に開催された多摩ニュータウン環境組合定例議会

の管理者報告の中で報告されたものである。

雑駁ではあるが、説明は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会 2 1、し尿・汚泥の収集・運搬・処分手数料の改定について、市側の説明を求める。

星野資源循環推進課長 それでは、協議会の 2 1 番の資料をご覧ください。

本件は多摩市のし尿・汚泥の搬入処分を委託している多摩川衛生組合の処分単価が令和 6 年 1 0 月に現行 1 リッター当たり 2 7 円から 3 5 円に改定されることから、多摩市が市民及び一般廃棄物収集運搬業許可業者から徴収するし尿・汚泥の収集運搬処分手数料を改定するものである。

手数料の改定の対象であるが、4 つの区分となっている。まず区分のア、一般家庭から排出されるくみ取り式トイレのし尿の収集・運搬・処分手数料についてである。現行は 1 月に 1 回当たりの収集手数料は 1, 5 0 0 円となっており、その月の中の 2 回目以降の料金については 7 5 0 円となっているが、今回の改正で月 1 回の単価を 2, 2 5 0 円、2 回目以降の単価を 1, 2 5 0 円と設定したものである。

次に、区分イ、仮設トイレを除く事業所から廃止されるし尿の処分手数料についてである。現在対象となる事業所は 1 か所であり、くみ取り実績も数年に 1 回となっている。区分ウ、この後にご説明する区分に規定する仮設トイレのような臨時的な扱いと考え、多摩川衛生組合の処分単価に合わせることにし、市の委託収集から許可業者による収集方式に見直すこととした。そのため、市が徴収する手数料の内訳から収集運搬に係る料金を外すこととしている。現行は処分料と収集運搬料を加えた 1 リッター当たり 3 9 円となっているが、改定後は処分料をリッター当たり 3 5 円とするものである。

続いて区分のウである。こちらは仮設トイレから排出されるし尿の処分手数料である。こちらも区分イと同様に多摩川衛生組合の処分単価に合わせることにし、リッター当たりの単価を 2 7 円から 3 5 円に設定するもの

である。

最後に区分のエである。こちらは一般家庭・事業所の浄化槽・貯留槽の清掃に伴って配置される汚泥の処分手数料である。現行の処分手数料はリッター当たり20円であるが、こちらをリッター当たり30円と改正するものである。

この後の予定であるが、条例の施行予定日が令和6年10月1日を予定しており、今後の予定としては、3月の令和6年第1回定例会に同条例の改正案について上程をさせていただきたいと考えている。条例改定をお認めいただいた後、4月以降市民や排出事業者、収集運搬許可業者に対して条例内容の改正の通知を行っていくような流れである。

雑駁ではあるが、説明は以上となる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会22、所管事務調査についての件に入る。

6月23日の生活環境常任委員会協議会において、生活環境常任委員会の2年間のテーマを地域公共交通についてとすることとした。また、9月14日の委員会協議会において、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけるかについては、今後の調査の進展を見て12月の委員会で改めて協議をすることとした。また、テーマに関連した先進市として10月18日に長野県茅野市に行き、AI乗り合いオンデマンド交通「のらざあ」の取り組みについて視察を行った。この視察を踏まえ、今後さらに調査を進めるため、2年間のテーマを所管事務調査に位置づけるべきかどうかを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 2時54分 休憩

---

午後 2時58分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、所管事務調査に位置づけたいと思う。所管事務調査についてを

協議会終了後に委員会において日程に追加し議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、所管事務調査とする場合、議長に調査事項、調査目的、調査方法、調査期間を通知することになる。調査事項は、地域公共交通について、調査目的は、6月23日の生活環境常任委員会協議会において決定したとおり、公共交通の利用環境を高めることは健幸まちづくりにも大きく寄与する取り組みであり、課題となっている①高齢者や障がい者などいわゆる交通弱者の外出保障、②交通不便地域の解消、③持続可能な公共交通の実現、④特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボード等を含めた自転車の利用環境について具体的な提案を目指すということである。調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は、委員の任期中でよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

休憩中の協議の中で所管事務調査についてご意見を伺ったところ、生活環境常任委員会において地域公共交通についてを所管事務の調査事項としたいとのご意見があった。本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって、この際、所管事務調査についてを日程に追加し議題とする。

お諮りする。ただいまご意見のあったとおり、本委員会は所管事務調査を行うこととし、調査事項は、地域公共交通について、調査目的は、公共交通

の利用環境を高めることは健幸まちづくりにも大きく寄与する取り組みであり、課題となっている①高齢者や障がい者などいわゆる交通弱者の外出保障、②交通不便地域の解消、③持続可能な公共交通の実現、④特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボード等を含めた自転車の利用環境について具体的な提案を目指す、調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は、委員の任期中といたしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることにする。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 3時03分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長            渡辺 しんじ